R8.10.28 地域福祉専門分科会
第五次長野市地域福祉計画（素案）

第五次長野市地域福祉計画

【素　案】

令和８年10月

長 野 市

目　次

第１部　総　　論 1
　第１章　計画策定にあたって 2
　　１　計画の概要 2
　　２　地域福祉とは 5
　　３　地域福祉を取り巻く現状と課題 7
　　４　地域福祉の推進体制 12
　第２章　計画の基本的な考え方 20
　　１　基本理念 20
　　２　わたしたちが目指す地域の姿 21
　　３　基本目標 23
　　４　施策体系 25

第２部　各　　論 27
　第１章　お互いに思いやり、支え合う地域づくりを進める 28
　　１−１　地域福祉を推進する体制の強化 28
　　１−２　地域福祉を推進する担い手や資源の創出 31
　　１−３　学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進 34
　　１−４　地域社会とのつながりの維持・創出 36
　第２章　誰もが自分らしく、安心して暮らせる生活を支える 39
　　２−１　地域で見守り、地域で支える体制の充実 39
　　２−２　災害時の安全・安心の確保 42
　　２−３　権利擁護の推進 44
　　２−４　生活困窮者自立支援の充実 46
　　２−５　成年後見制度の利用促進（長野市成年後見制度利用促進基本計画） 48
　　２−６　再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画） 53
　　２−７　福祉サービスの充実と質の向上 58
　第３章　包括的な支援に向けた体制・仕組みをつくる 61
　　３−１　包括的な支援体制の整備（長野市重層的支援体制整備事業実施計画） 61
　　３−２　多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化 73
　第４章　計画の推進について 75

資料編 77
　１　計画策定（参画）組織 79
　　１　社会福祉審議会地域福祉専門分科会 79
　　２　第五次地域福祉計画策定市民企画作業部会 80

第１部

総　　論

第１章　計画策定にあたって

１　計画の概要

（１）計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年６月に「長野市地域福祉計画」を策定し、その後見直しを行い、平成 23 年４月に策定した「第二次長野市地域福祉計画」により、地域における支え合いの取組を推進してきました。平成 28 年４月に策定した「第三次長野市地域福祉計画」では、これまでの計画を更に進め、「支える」「支えてもらう」という関係ではなく、高齢者や障害のある人等においても支える側として地域社会に参画することで、「認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会」の実現に向けた施策を推進してきました。令和４年４月に策定した「第四次長野市地域福祉計画」（以下、「第四次計画」という。）では、様々な地域生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指して、行政と地域住民、関係機関等が協働して地域福祉活動に取り組んできました。

この第四次計画が令和８年度で最終年度を迎えたことから、社会環境の変化や関連法令・制度の動向を踏まえた見直しを行い、令和９年度を初年度とする「第五次長野市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

（２）計画の位置づけ

①　法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条第１項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、第 106 条の５第１項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第１項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第８条第１項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として一体的に策定するものです。

②　計画の性格

本計画は、本市における高齢者、障害のある人、こども、生活困窮者等に係る様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定め、本市が目指す地域福祉の姿を示すものです。

また、本市が目指す地域福祉の実現に向け、地域福祉推進の主体である地域住民等とともに、地域生活課題を把握しつつ、その解決のために、多様な関係機関や専門職も含めて連携・協働して取り組むための地域づくりと支援の方向性も示しています。

なお、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と計画策定プロセスを共有し、整合性のとれたものとするため、一体的に策定するものです。

認知症施策推進計画を追加する

■関連計画との関連イメージ

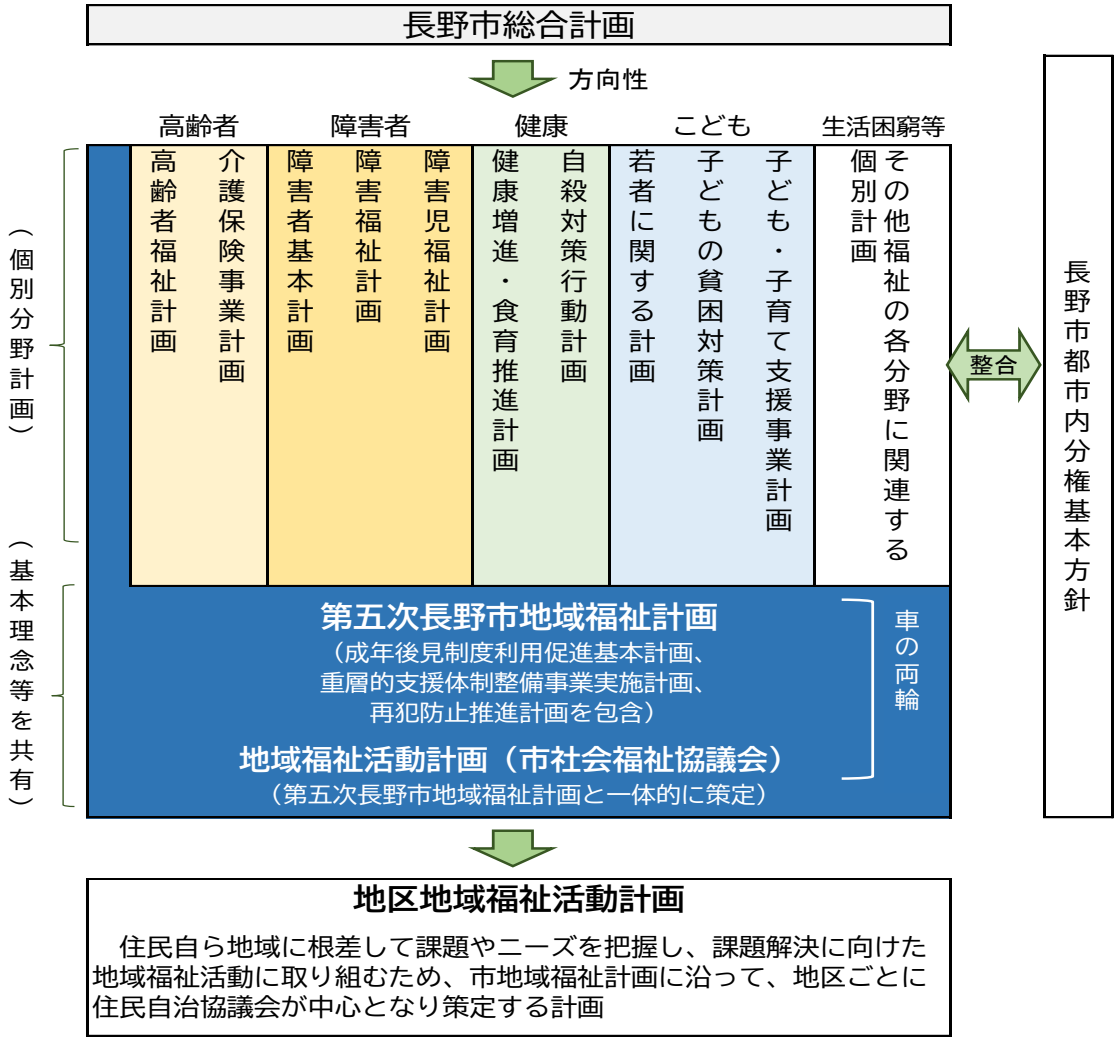

（３）計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。

■地域生活課題と地域課題について

「地域生活課題」は社会福祉法にて規定されており、福祉・保健医療・住まい・就労・教育、孤立や差別等、個人や世帯が地域で生活する上で直面する課題を指します。一方、「地域課題」とは、人口減少や人材不足、交通の不便さ、コミュニティ等、地域社会が構造的に抱える課題を指す一般的な言葉です。両者は密接に関連し、地域生活課題の積み重ねが地域課題として表面化することもあります。

（４）策定経過

本計画は、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に諮問し、意見を踏まえ策定しました。

また、地域福祉の推進は、市民の主体的な参加が前提となるものです。そのため、第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「市民企画作業部会」という。）を設置し、地域課題や必要な方策、地域福祉の推進体制等について検討しました。

庁内関係各課と市社会福祉協議会により長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、関係部局間の相互連携・調整等を行いました。

開催日	会議等名称	主な内容
令和７年５月30日	令和7年度 第1回 社会福祉審議会本会・地域福祉専門分科会	・社会福祉審議会本会へ「第五次長野市地域福祉計画の策定について」を諮問 ・地域福祉専門分科会へ付託
９月～10月	住民自治協議会ヒアリング	第四次長野市地域福祉計画　中間評価のためのヒアリングを実施
令和８年1月29日	令和7年度 第2回 地域福祉専門分科会	第四次長野市地域福祉計画の中間評価 第五次長野市地域福祉計画策定方針
５月22日	令和8年度 第1回 地域福祉専門分科会	第五次長野市地域福祉計画の策定について
６月９日	第１回 第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会	・第五次長野市地域福祉計画策定について ・第四次長野市地域福祉計画と中間評価の概要について ・グループワーク「第四次計画の中間評価を踏まえた課題の深掘り」
７月６日	第２回 第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会	グループワーク「５～10年後こんな地域になったらいいな」
７月29日	第1回 長野市地域福祉庁内推進会議	第五次長野市地域福祉計画の策定について
８月７日	第３回 第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会	・第五次長野市地域福祉計画基本目標（案）について ・グループワーク「何をしたら基本目標（案）に近づけるかな」
８月17日	令和8年度 第２回 地域福祉専門分科会	第五次長野市地域福祉計画の骨子（案）について
９月11日	第4回 第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会	
９月29日	第３回 地域福祉専門分科会	第五次長野市地域福祉計画（素案）について
10月５日	第２回 長野市地域福祉庁内推進会議	第五次長野市地域福祉計画（案）について
10月28日	第４回 地域福祉専門分科会	第五次長野市地域福祉計画（案）について
12月１日～12月28日	パブリックコメント実施	
令和９年１月22日	第５回 地域福祉専門分科会	第五次長野市地域福祉計画（案）について
２月５日	社会福祉審議会本会	「第五次長野市地域福祉計画の策定について」を答申

２　地域福祉とは

（１）社会福祉法における地域福祉

社会福祉法では、地域福祉について「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域の実現」を目指すものとし、そのために地域住民等と国及び地方公共団体が取り組むべき事項について規定しています。

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

【地域福祉の推進が目指すもの】

・地域住民の人格と個性の尊重
・地域共生社会の実現
・誰もがあらゆる分野の活動に参加する機会の確保

【地域福祉推進の取組（各主体の責務）】

■地域住民等
・地域生活課題の把握
・支援関係機関との連携等による解決を図るよう留意

■地方公共団体
・福祉サービスの提供体制の確保と適切な利用の推進
・地域住民の福祉活動への参画促進
・地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備
・関連施策との連携

（２）地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、**制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が**世代や分野を超えて**『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である、とし、その目指す姿を以下のとおりとしています。（令和元年「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」※等）

【地域共生社会が目指す方向性】

・孤立を生まない包摂的な社会の構築
・誰もが役割を持ち活躍できる地域づくり
・支援が必要な人を地域全体で支える仕組みづくり

※厚生労働省により設置された検討会で、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制や、多様な参加・協働のあり方について検討し、取りまとめたもの。

（３）包括的な支援体制の整備

包括的な支援体制の整備とは、地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備するものです。

体制整備においては、**①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能を**整備することが重要となっています。

（４）重層的支援体制整備事業

令和２年の社会福祉法改正により、属性を問わない相談支援、多機関協働、参加支援、地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が制度化されました。

長野市では、令和６年４月に「長野市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定、①包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の３つを支援の柱としています。

（５）まとめ　～地域福祉とは～

地域福祉とは、日頃の支え合いやつながり、居場所づくりなど土台となる「地域づくり」と、複雑化・複合化する課題に応じた「個別支援」を両輪とし、両者を機能させるための相談体制や関係機関の連携といった「環境整備」を一体的に進めることで実現していくものです。

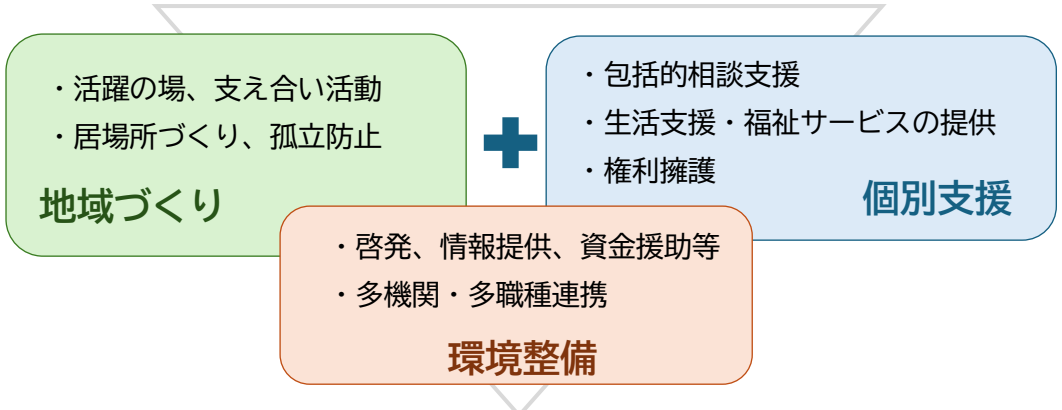

3　地域福祉を取り巻く現状と課題

各種統計データやアンケート結果、住民自治協議会へのヒアリング等から、長野市の地域福祉を取り巻く現状と課題を整理しました。

（1）高齢化の進行とひとり暮らし世帯の増加

○長野市は、人口減少が続く一方で、急速な高齢化が進んでおり、令和 2 年時点で高齢化率は 30.1%に達しています。特に大岡地区（62.2%）、鬼無里地区（59.5%）、中条地区（59.2%）など、高齢化率が 50%を超える地区が山間地に集中しています。

○世帯構成の変化により、単独世帯が全体の約 3 割を占めているほか、高齢者のみ世帯が増加してきており、地域からの孤立の懸念や生活支援ニーズが高まっています。

■総人口及び年齢３区分別人口の推移

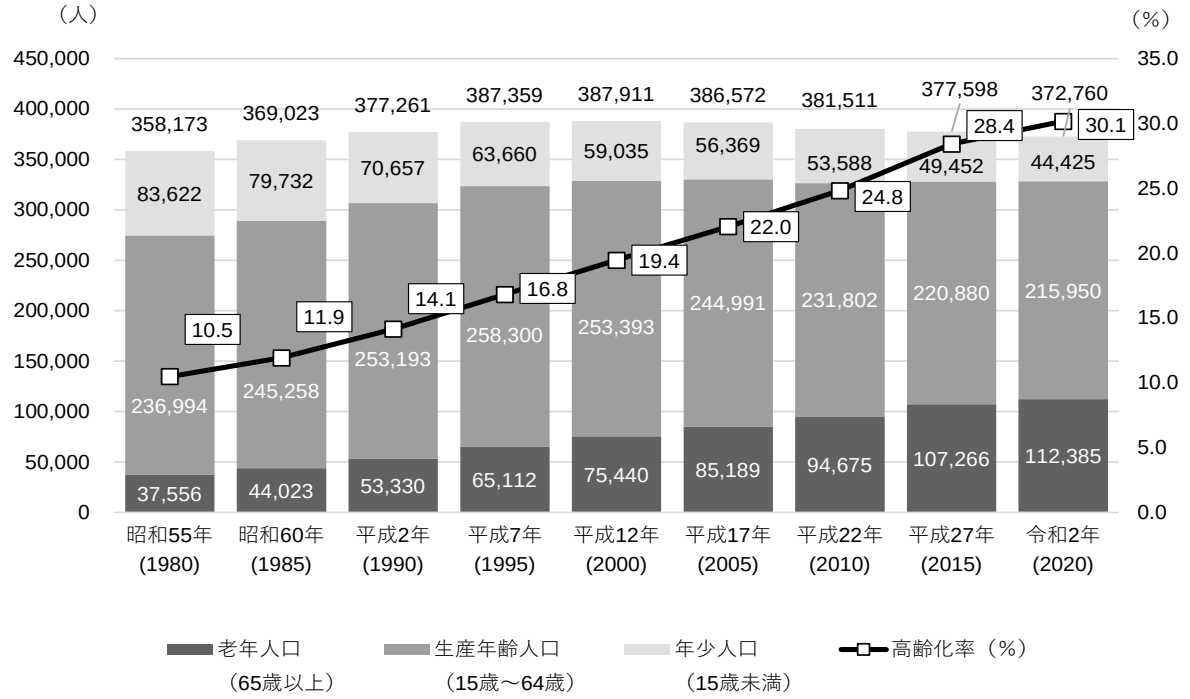

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 27 年以降は不祥補完結果を使用

■世帯構成・割合の推移

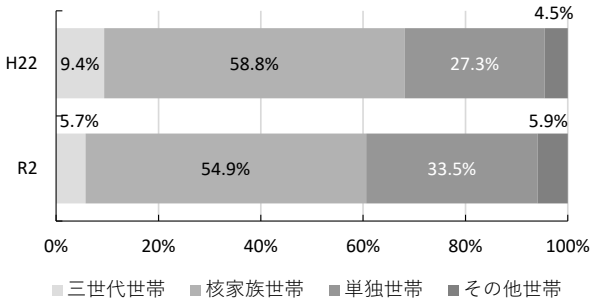

	H22	R2	増減
三世代世帯	13,682	8,950	-4,732
核家族世帯	85,995	86,000	5
単独世帯	39,893	52,425	12,532
その他世帯	6,651	9,270	2,619
合計	146,221	156,645	10,424

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■高齢者世帯の推移

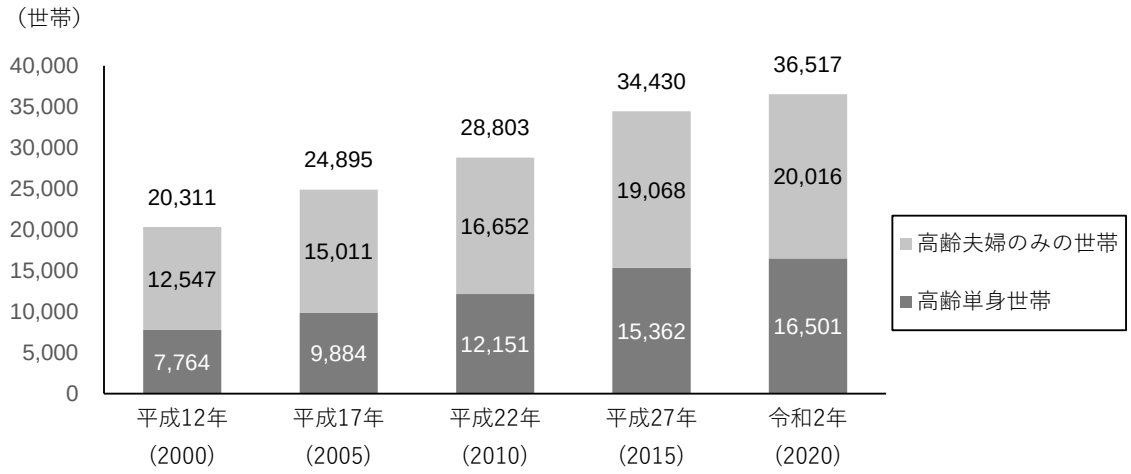

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

（2）つながりの希薄化

○まちづくりアンケート調査では、「あいさつをする程度の人しかいない」が 29.1%を占め、前回調査から増加しています。一方で、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」、「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合が前回調査から減少しており、近隣関係の希薄化がうかがえます。

○住民自治協議会へのヒアリングでは、新たに建設されたマンション等では住民同士の交流が生まれにくく、地域活動の周知が難しいとの意見が聞かれました。また、自治会に加入しない住民も多く、住民自治協議会の空白地帯となっている場合があるとの意見が聞かれました。

■近所づきあいの程度

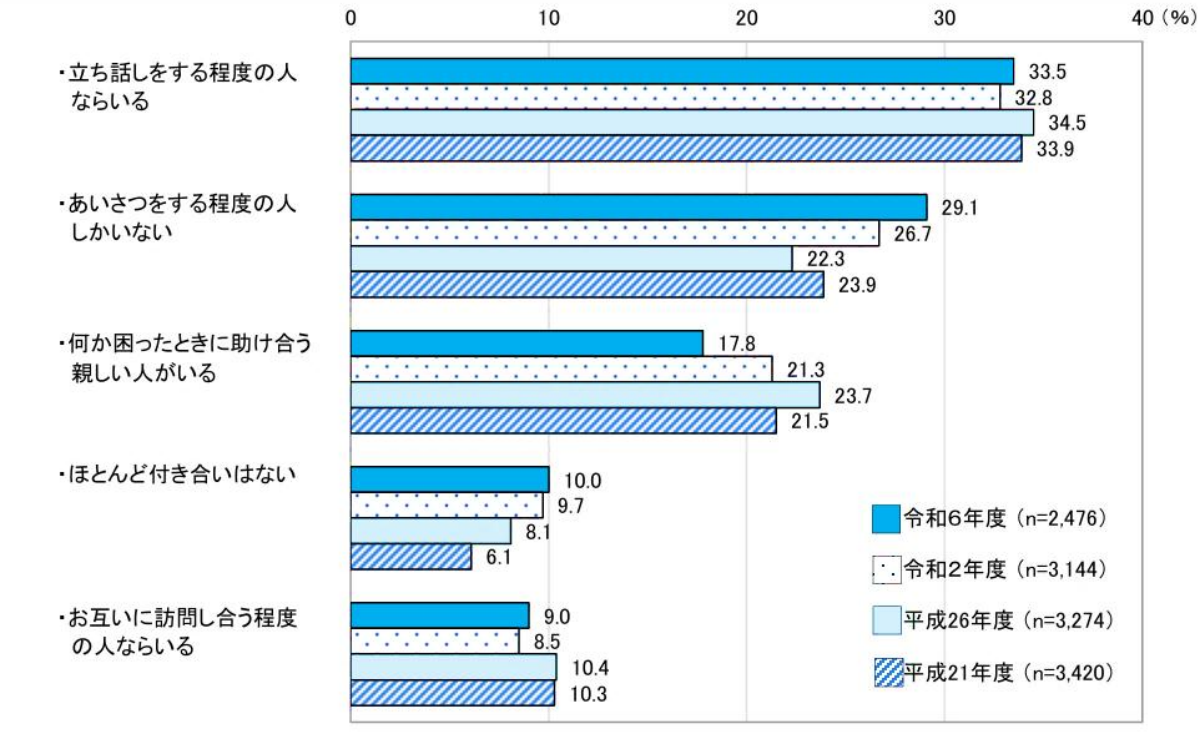

資料：長野市まちづくりアンケート（令和６年実施）

（3）支援ニーズの高まりと把握の困難さ

〇高齢化に伴い、介護ニーズの増加が見込まれます。また、自立相談支援事業において、病気・障害、ひきこもり・不登校に関する相談が増加しているほか、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあり、精神的な支援ニーズが高まっています。

〇近隣関係の希薄化に加え、社会からの孤立や偏見・差別、情報が届かない等により生活課題や困りごとが潜在化しており、その把握が課題となっています。

■介護サービス受給者数の推移

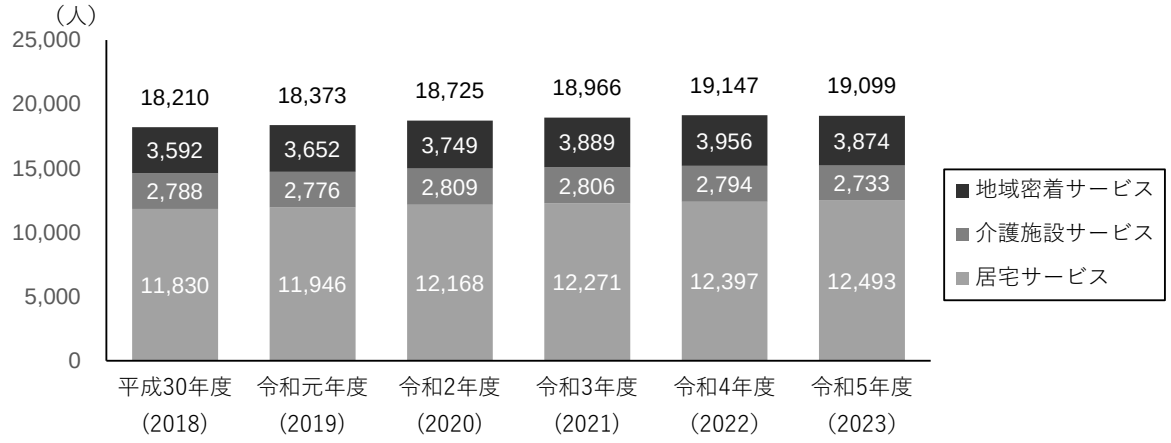

資料：介護保険事業状況報告（各年度月平均）

■「まいさぽ長野市」における自立相談支援事業の内容別相談件数の推移

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
病気・障害	132	164	314	325	323
住まい	313	482	651	626	566
収入・生活費	3,129	3,115	1,786	1,728	1,898
家賃・ローン支払い	1,016	590	386	253	202
税金・公共料金	27	22	31	34	39
債務	73	66	83	94	88
求職・就職	400	363	403	398	400
仕事上の悩み	35	55	50	48	29
地域との関係	1	4	4	0	2
家族・人間関係	50	55	97	123	97
子育て・介護	15	26	51	49	52
ひきこもり・不登校	23	68	133	219	251
ＤＶ・虐待	14	2	4	3	14
食べるものがない	56	81	296	214	237
その他	282	346	208	480	413

資料：長野市生活困窮者自立相談支援事業　事業実施状況書（各年３月 31 日）

（４）地域活動・支援活動の担い手不足

〇現在、地域活動を担っている人の高齢化が進む一方、定年延長や再雇用により就労を継続する人が増えるなど、地域活動を取り巻く環境は変化しています。そのため、役員やボランティアの新たな担い手の確保が課題となっています。

〇まちづくりアンケート調査では、地域住民に対するボランティア活動への参加について、「参加できない」または「参加したいと思わない」という否定的な回答が前回調査から増加しています。

〇見守り活動を担う民生委員児童委員のなり手も困難な状況となっています。また、福祉推進員は輪番制で選出される地区が多く、任期が短いため活動が継続しにくいとの指摘もあります。

■ボランティア活動への参加意向

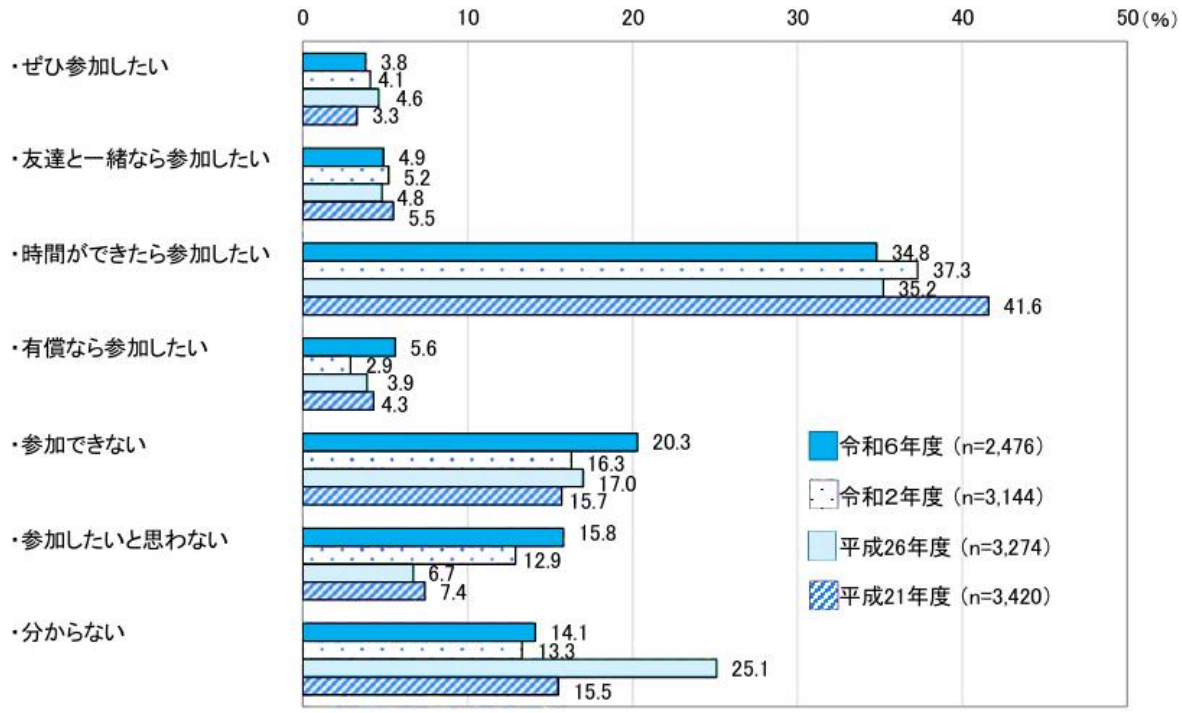

資料：長野市まちづくりアンケート（令和６年実施）

（５）相談支援や連携・情報共有にかかる課題

〇福祉に関する悩みごとの相談先として、「どこに相談してよいか分からない」との回答割合が全体で２番目に多く、前回調査から増加しています。

〇防災や見守り活動において、民生委員児童委員と住民自治協議会や、地域包括支援センター等の専門機関との間で、個人情報保護に対する意識の違い等により、困りごとを抱える住民の情報を円滑に共有できていないとの指摘があります。

〇地域によっては、推進主体となる社会福祉法人等の事業者やＮＰＯの地域資源が少なく、連携・協働体制の整備が困難な状況にあります。

■福祉に関する悩みごとの相談先

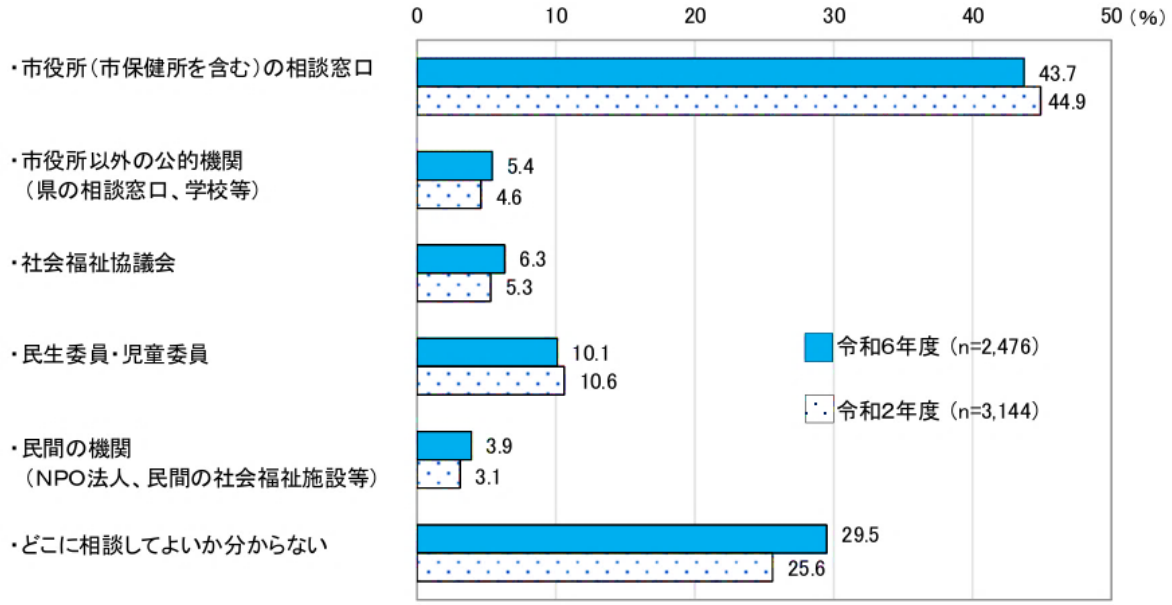

資料：長野市まちづくりアンケート（令和６年実施）

4　地域福祉の推進体制

（1）多様な主体による推進

「地域づくり」「個別支援」「環境整備」を一体的に進める地域福祉の担い手となるのは、身近な地域から市全域に至る様々な圏域に属し、福祉に関心を持つ多様な主体です。

長野市では、地域福祉をはじめとする地域づくりを、市内 32 地区に組織された住民自治協議会が中心となって推進しています。「自分たちの地域は自分たちでつくる」という理念のもと、自分たちのできる範囲で、地区内の区や自治会で共通する困り事の解決や、地域活性化のためのさまざまな活動に取り組むとともに、地区と行政のつなぎ役としての役割を持っています。

また、隣近所や行政連絡区などの身近な圏域では、地域住民やボランティア・ＮＰＯ、福祉推進員、民生委員児童委員などが日常的な見守りや支え合いを行い、住民自治協議会や市全域では、地域福祉ワーカーや、地域包括支援センター等の専門機関、市社会福祉協議会などの支援関係機関（※）が専門的な立場から活動を支えます。

こうした多様な主体が連携し、地域生活課題を把握するとともに、その解決に向けた包括的な支援を行います。

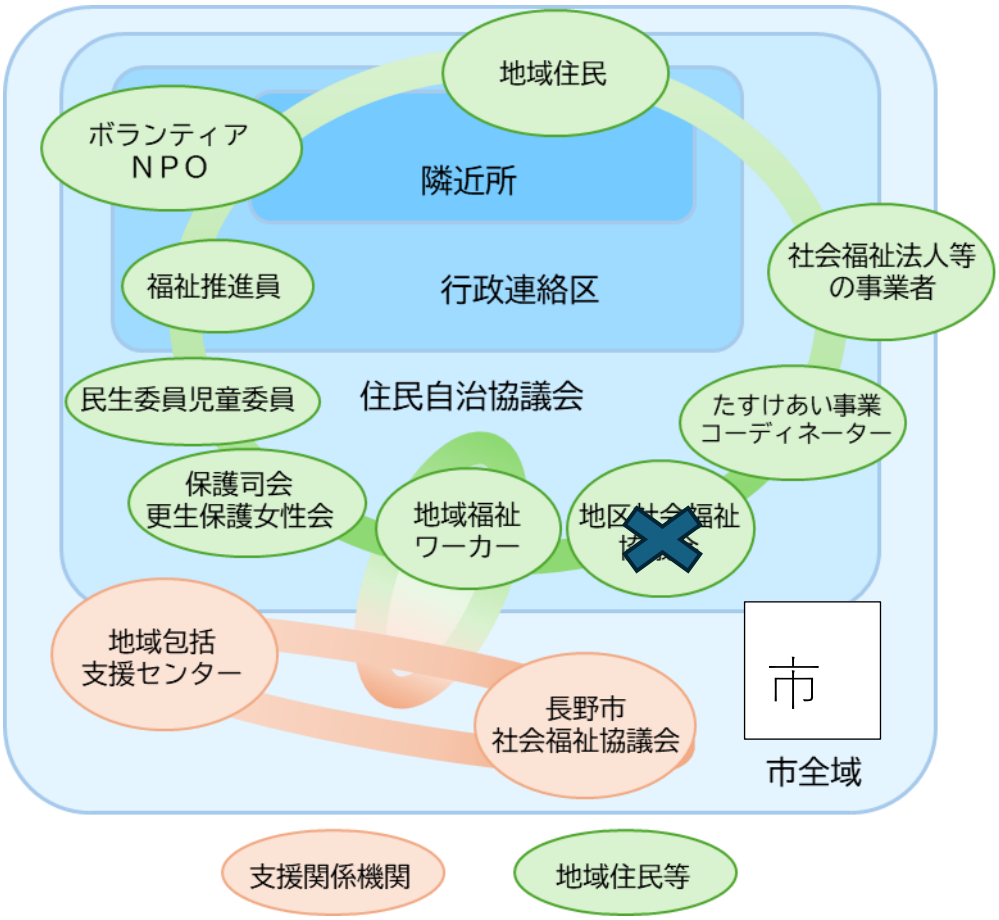

※支援関係機関：地域生活課題（３頁参照）を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関
地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者
市：支所、公民館、交流センター、保健センター等の全てを含む

（２）各主体に期待する役割

本計画の主な推進主体及び期待する役割は次のとおりです。

主体	期待する役割
住民	・一人ひとりが、地域福祉を「我が事」と理解し、地域、社会とつながり、支え合い活動等に関心を持つ。 ・「支え手」と「受け手」の関係を超えて様々な地域活動に参加する。
隣近所	・日常のあいさつや回覧等の際の声掛け ・カーテンが開いているか、夜の電気が点いているか等のゆるやかな見守り。 ・異変があった際の通報
行政連絡区	・お茶のみサロン等の小地域での福祉活動 ・災害時の安否確認や避難支援
福祉推進員	・小地域単位（区もしくは組・常会等の単位）での福祉活動の担い手
民生委員児童委員	・高齢者、子育て世帯、困窮者等の支援を必要とする人を発見したら関係機関や福祉サービスへつなぐ。 ・災害発生時には、住民の避難生活における相談等、地域を見守る様々な活動
住民自治協議会	・地区を代表する組織 ・地区地域福祉活動計画の推進 ・市との協働・共創による地域福祉の推進
地域福祉ワーカー	・住民自治協議会のなかで地域福祉の中心的な役割を担い、福祉事業を通じ住民同士や関係機関をつなぎながら、地域全体が支え合える環境づくりを行う。
地域たすけあい事業コーディネーター	・地域たすけあい事業において、家事や通院等の手助けが必要な人と協力会員をつなぐコーディネートを行う。
ボランティア・ＮＰＯ	・各団体の活動を通じて地域福祉を推進する。 ・地域課題を把握し、各団体や市社会福祉協議会・行政と協働して課題解決を図る。
社会福祉法人等の事業者	・地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保 ・社会資源の提供や地域住民の相談を通じて適切な機関へつなぐ。 ・民生委員児童委員や住民自治協議会等他の主体との連携を図る。 ・地域の行事への参加や施設開放等を通じ、地域の一員として地域に積極的に関わる中で、事業者が有する知識等を地域に提供する。 ・ＮＰＯ、大学等地域の様々な主体と協働し、複雑化・複合化する地域課題の解決を図る。
地域包括支援センター	・医療や福祉の専門職員が知識を活かしながら「チーム」で地域づくりを支援（地域包括ケアシステムの推進）する。

主体	期待する役割
生活支援コーディネーター	・地域資源（ヒト・モノ・コト）をつなぎながら、活動・交流の場や生活支援に関する地域資源の立ち上げ・支援を行う。 ・活動・交流の場や生活支援に関する地域資源を把握し、様々な場面で、情報提供・マッチングを行う。
市社会福祉協議会	・地域福祉の中核を担う推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る。住民の自発的な活動の支援やボランティアの育成、地域福祉活動への支援を行うほか、各種団体や事業者等のネットワーク化、福祉共育（教育）＊の推進等を行う。 ・地域たすけあい事業（家事援助・福祉移送）の運営主体、地域たすけあい事業コーディネーターの雇用
行政・関係機関	・市は、住民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する。 ・住民や住民自治協議会、関係団体、事業所、市社会福祉協議会等の活動の支援、地域福祉を推進する基盤の整備、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要なサービスを提供する。 ・包括的な支援体制の整備に向け、重層的支援体制整備事業に取り組む。

（３）地域福祉ワーカーについて

地域福祉ワーカーは、第一次地域福祉計画に基づき、平成 17 年に各地区の社会福祉協議会に配置され、平成 22 年に全地区に住民自治協議会が設立されたことに伴い、各住民自治協議会の職員として配置している本市独自の制度です。

第一次地域福祉計画では、配置する目的を、「地域福祉よろず相談」や「地域福祉推進会議」「福祉懇談会」などで見出された地区の課題・ニーズを福祉サービスや地区住民による支え合い活動につなぐコーディネーター役、また、課題やニーズに応じた支え合い活動の開発、住民の参加意欲の引き出し、力づけ等をすることとしていました。

しかしながら、第一次地域福祉計画への検証と課題として、「地域福祉ワーカーの役割や機能を明確に規定していなかったため、住民にとっては見えにくく、分かりにくいといった」面もあったこと、また、第二次地域福祉計画への検証等としては、「地域福祉ワーカーが個々の相談に対応するのは、負担や責任が大きいとの意見がある。」があげられています。

平成２８年の介護保険法改正により、高齢者が地域で暮らし続けるための体制を整備する「生活支援コーディネーター」の配置が義務づけられ、第三次地域福祉計画において、「生活支援コーディネーターを新たに配置はせず、既存の地域福祉ワーカーの業務を充実させることで、その役割を担います。」として、第二層の生活支援コーディネーターを地域福祉ワーカーが兼務する「地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）」となりました。

第三次地域福祉計画への検証では「地域福祉ワーカーの負担が大きい」、「地域福祉ワーカーに対する市や市社会福祉協議会の支援が不十分」等の課題が挙げられています。また、令和元（2019）年 10 月に実施した住民自治協議会運営に係るアンケートにおいても、「福祉関係では、地域福祉ワーカー

に事業が集中して大変」、「介護保険制度の改正により地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり、専門性が増し、負担になっている」等の意見が挙げられました。

このようななかで、住民と市との協働の見直しについて具体的な方向性を示すことを目的に、令和６年から、住民自治協議会リフレッシュプロジェクト　「地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務」WG（ワーキンググループ）が行われ、今後の地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの方向性が検討されました。

そのなかでは、現状の地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の業務内容と必要性が検証され、地区により、違いがあるものの、これまで、住民自治協議会のなかで、地区地域福祉活動計画の策定をはじめ、サロン活動等のさまざまな事業を民生委員・児童委員や福祉推進員等と連携しながら、居場所づくり、地域のなかのつながりづくりを行い、地域の福祉課題や地域生活課題の把握また解決に取り組んでおり、地域福祉の推進に大きな役割を果たしていることが確認されました。

今後も、地域福祉ワーカーは、本市の地域福祉の推進に必要な制度であるとの認識に至り、長野市都市内分権推進委員会において、地域福祉ワーカーが兼務する生活支援コーディネーター業務について兼務を解くこと、地域福祉ワーカーの雇用は引き続き住民自治協議会が行い、引き続き市は雇用の財政支援を行うこと等の「地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務についての方向性」（別紙）が決定されました。

市は、これまで、研修、情報交換等のため地域福祉ワーカー連絡調整会議を行ってきましたが、地域福祉計画の検証と課題に見られるように、地域福祉ワーカーへの支援は十分であったとは言えない状況のなかで、それぞれの地域福祉ワーカーが、独自に学習・工夫しながら活動し、地域福祉を推進してきました。そのため、一部の地域では、短期で辞めてしまう事例もありました。

社会福祉協議会も、地域福祉課、ボランティアセンターの職員がコミュニティワーカーとして地域を担当し、地域福祉懇談会、助けあい事業の支援を行っていますが、一部の地域に留まっているのが現状であり、十分ではありませんでした。

市は、住民自治協議会が引き続き地域福祉ワーカーを雇用できるように、財政的支援をするとともに、今後は、市と社会福祉協議会が連携して、それぞれの地域福祉ワーカーと対話を重ねることで、地域福祉を推進していく課題を把握し、地域に応じたコミュニティワークをしていく必要があります。

（４）各地区での生活支援体制整備の推進

生活支援体制整備事業では、高齢になっても住み慣れた地域での暮らしを継続できるように、活動・交流の場や生活支援に関する地域資源の立ち上げ・支援を行います。

令和９年度から、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、医療や福祉の専門職が持つ知識やネットワークを活かしながら、住民自治協議会をはじめとする多様な主体と連携することで、市が主体的に各地区での生活支援体制整備を推進します。

地域福祉ワーカーは　**地域の困りごとを**

地区の課題／お困りごと

みつける

住民の皆さんとの関わりの中で
○ 暮らしの困りごと
○ 様々な活動・支援の取り組み　を見つける

例）・サロン活動、体操クラブ、オレンジカフェ、
育児サークル等の「活動の場」で声を聞く
・地区役員等との関わりの中で、課題を聞く
・ボランティアや支援の団体の活動を知る

①地域の支え合い
活動の創出



高齢者、障害者、子ども、
共に暮らし続けられる

地域たすけあい事業コーディネーターとの連携

個人からの相談、支援のコーディネイトを
担う中で、地域の課題を共有し、連携する

○住民の困りごとの相談窓口（よろず相談）
○地域たすけあい事業の運用
（家事援助、福祉移送サービス等）
○地域での福祉ニーズの発掘と調査
○関係機関、団体、グループ等との連絡調整
○地域たすけあい事業の啓発情報収集
○地域福祉ワーカーとの連携

伝える・わかりあう

地域課題や支援の活動を
住民の皆さんに伝え、支えあう仲間を増やす
○ 地域にある困りごと・地域の課題を共有する
○ 支えあいの活動や事例等を紹介して、
活動づくりにつなげていく
例）地域福祉活動計画の策定、広報誌・お便り・回覧の作成、
ホームページの活用

③地域福祉に
関する広報活動

支援

【 市 】

地域活動支援課・支所
○住民自治協議会の活動を
支援
○福祉関係課、関係課への
つなぎ役

福祉政策課
○関係各課、関係団体へのつなぎ役
○民生児童委員協議会とのつなぎ役
○地域福祉ワーカー連絡調整会議
○地域福祉ワーカー補助金

地域包[illegible]ケア推進[illegible]
○高齢[illegible]ビスの提供体制
の整備[illegible]
○主に高齢[illegible]域づくりの支援
○介護予[illegible]会の支援
○地域[illegible]整会議
○地域福[illegible]ーカー補助[illegible]

解決につなげるお手伝い役

住民・活動をつなげて、大きな力を生み出す
○ 地域の活動・支援と自分が「つながる」
○ 様々な活動主体同士を「つなげる」

④地域の提供主体間の連携体制づくり

例）花の種交換会
活動の情報交換（サロン・体操クラブ）

つながる・つなげる

コミュニティ・ソーシャルワーカーの参加

話し合う

④地域の提供主体間の連携体制づくり

地域課題の解決に向けて話し合う
○ 地区役員、活動団体、社会福祉施設、ＮＰＯ、事業者等、地域課題に応じた相手との協議
○ 市役所（支所・関連部局）、社協等との検討
例）地域包括支援センター等との連携・事前検討、検討の場、各部会での検討、地区懇談会の開催



若者等、誰もが地域で
地域共生社会

活動を育む

きっかけづくり

②地域福祉の担い手の養成

住民が活動に参加できる「きっかけ」を作る
○ 地域の様々な活動に参加する住民を増やす
○ 地域課題を知る・支援に触れる機会を作る
例）多様な「活動の場」の創出と、住民への紹介、　認知症サポーターの養成、男性の地域デビュー

支え合いづくり

①地域の支え合い活動の創出

住民同士での暮らしの「支えあい活動」を推進する
○ 支える・支えられるの一方的な関係ではない、お互いさまで「支えあう」地域づくり
○ 高齢者、障害者、子ども、若者、施設、店舗等地域に暮らす仲間で連携し、支えあう地域共生社会へ
例）フードドライブ、支えあいマップの推進、ボランティア・担い手の養成、子ども・学生との協働によるまちづくり

支援

連 携

【 市社会福祉協議会 】

○住民自治協議会や地域福祉ワーカーの進める地域福祉推進事業への支援
○地域福祉ネットワークづくり
○住民参加の協働活動の支援
○地域福祉ワーカー連絡調整会議
○各種補助金

（５）地域福祉を推進するネットワークづくり

地域では多様な主体がそれぞれの立場で活動していますが、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するためには、多様な主体が日頃から顔の見える関係を築き、課題を共有しながら共に解決策を考えていくネットワークが欠かせません。

そのため、本計画では、多様な主体が連携することの大切さを共通の考え方として掲げ、計画期間の５年間を通じて、関係者とともにそのあり方を考えていきます。

多様な主体が分野や地区を越えて集い、活動を共有し、学び合い、計画の進み具合を共に確かめ合う機会を重ねていく場の創出に努めます。こうした積み重ねにより、新たな課題や新たな担い手にも柔軟に対応できる関係を広げ、将来的には市全域で地域福祉を推進するネットワークの形成を目指します。また、こうした場での議論を次期計画の策定にも生かし、計画づくりと推進が途切れずにつながる体制づくりを進めます。

■地域福祉を推進するネットワークのイメージ

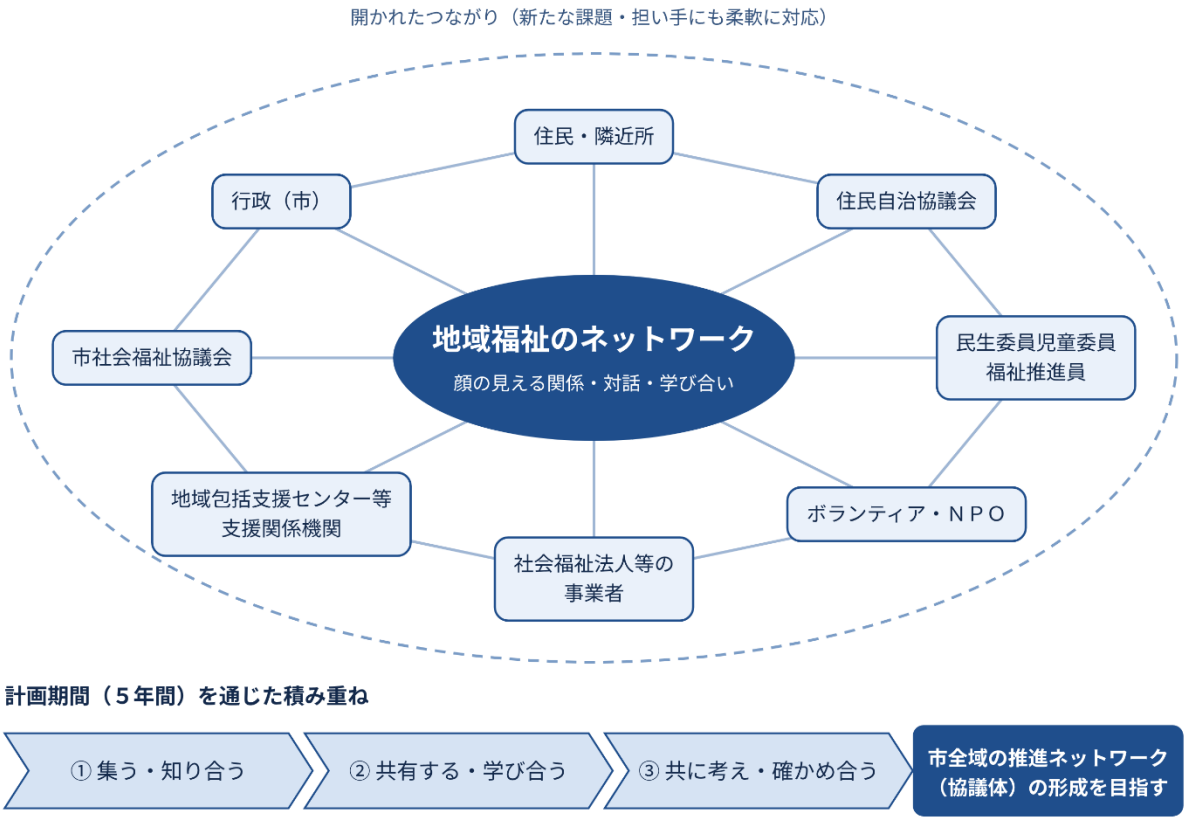

計画期間（５年間）を通じた積み重ね

① 集う・知り合う → ② 共有する・学び合う → ③ 共に考え・確かめ合う → **市全域の推進ネットワーク（協議体）の形成を目指す**

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本市の地域福祉計画では、地域に暮らす私たちの生活課題を多角的にとらえて解決につなげ、一人ひとりの生活の質が向上し、夢や希望を持つことができ、自分らしくいきいきと暮らしていけるようになることを目指しています。

そのためには、住民一人ひとりが、かけがえのない人間として、互いに認め合い、支え合い、共に生きていく地域づくりが求められます。

そこで、本計画の基本理念は、前計画から引き続き、「一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会」とします。

一人ひとりが自分らしくいきいきと、
安心して暮らしていけるように、
認め合い、支え合い、活かし合いながら、
共に生きていく地域社会

2　わたしたちが目指す地域の姿

関連法令・制度の動向や長野市における地域福祉の課題、市民企画作業部会の意見等を踏まえ、長野市が目指す地域福祉の姿を以下のとおり整理し、３つの視点にまとめました。

（１）ひとりでも、安心して暮らせる地域

誰もが、家族や身近な人の支えの有無にかかわらず、必要な支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

【地域のイメージ例】

地域密着の相談できる場がある/家族がいなくても暮らせる仕組み（生活支援・終活支援など）/移動手段が確保できる

（２）多様なつながりができる地域

世代や立場の異なる人々が自然に出会い、交流できる居場所や機会があり、誰もが孤立せずゆるやかにつながり合っている地域を目指します。

【地域のイメージ例】

多様な関係者との連携をつくる/つなぐ人がいる/多様なつながりができる居場所がある/多様な情報発信ができる/学校と地域の連携、関係ができている/若い世代が関われる企画がある

（３）困ったことがあったらキャッチできる地域

声を上げることが難しい人や地域から孤立している人を含め、身近な地域で生活上の困りごとや変化に気づき、必要な支援につなげることができる地域を目指します。

【地域のイメージ例】

潜在化しがちな生活課題や困りごとが把握できる体制がある/関係者が集まって情報交換やケース検討などの会議が定期的に開かれている/地域の中に相談しやすい場や人がたくさんいる/ほど良い距離で関わり続ける人がいる/活動者が相談できるところがある/専門的な支援だけでなく地域とのかかわりを支援する場や人がいる

（４）誰もが楽しく無理なく地域活動に関われる地域

一人ひとりが自分の興味や経験、得意なことを生かし、楽しみながら地域と気軽に関わり、支え合いの活動につなげられる地域を目指します。

【地域のイメージ例】

自分の楽しさから人の楽しさを生み出す活動への転換/関心のあるテーマでの企画/歴史資源を活用した取り組みと健康づくりを一体化した取り組み/地域間交流で地域にないものを補う活動の展開/趣味の活動からボランティア活動へ

（５）地域の資源（ヒト・モノ・コト）が連携し、生かされている地域

地域にある人材、施設、活動、知識などの多様な資源がつながり、それぞれの強みを生かして地域生活課題の解決や支え合いにつながる地域を目指します。

【地域のイメージ例】

ニーズと社会資源をつなぐ取り組みの開発/地域の資源を活かした居場所づくり/人材の発掘/関係機関が連携した協働の企画の実施/各団体の取り組みをオープン化し連携を図りやすくする

■目指す地域福祉の姿へ進めるための必要な３つの視点

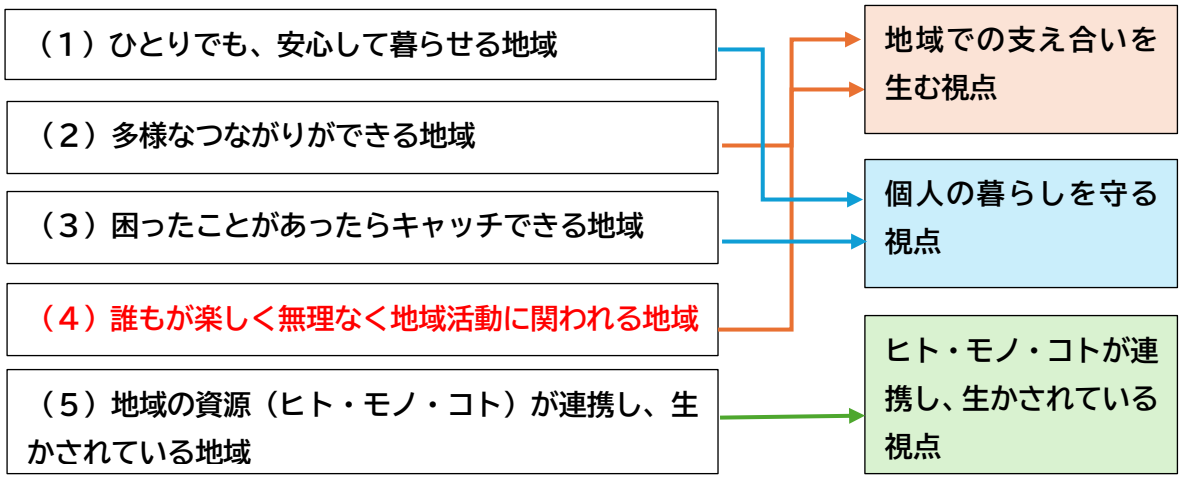

３　基本目標

基本理念に基づき、目指す地域の姿の実現に向けてまとめた３つの視点から基本目標を以下のとおり設定しました。

基本目標１　お互いに思いやり支えあう地域づくりを進める

住民同士のつながりや支え合いを育むとともに、一人ひとりが互いの人格や個性を尊重し、地域の一員として主体的に関わることができる環境を整えることで、共に支え合える地域づくりを進めます。

■成果指標

指標	基準値	目標値
自分が住む地域では、地域の人や企業とのつながりを感じることがある。（長野市総合計画に関する市民アンケート）		

基本目標２　誰もが自分らしく、安心して暮らせる生活を支える

年齢や障害の有無、生活状況等にかかわらず、誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスや生活支援、権利擁護等を必要な人が適切に利用できる環境を整え、地域での暮らしを支えます。

■成果指標

指標	基準値	目標値
自分は今、幸せだと感じている（長野市総合計画に関する市民アンケート）		

基本目標３　包括的な支援に向けた体制・仕組みをつくる

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、地域住民、関係機関、専門職等が分野や制度の垣根を越えて連携し、相談から支援、社会参加まで切れ目なくつながる体制を強化し、誰もが必要な支援につながる地域の仕組みを構築します。

■成果指標

指標	基準値	目標値
相談者の課題解決に向けて他の機関と連携した件数		

4　施策体系

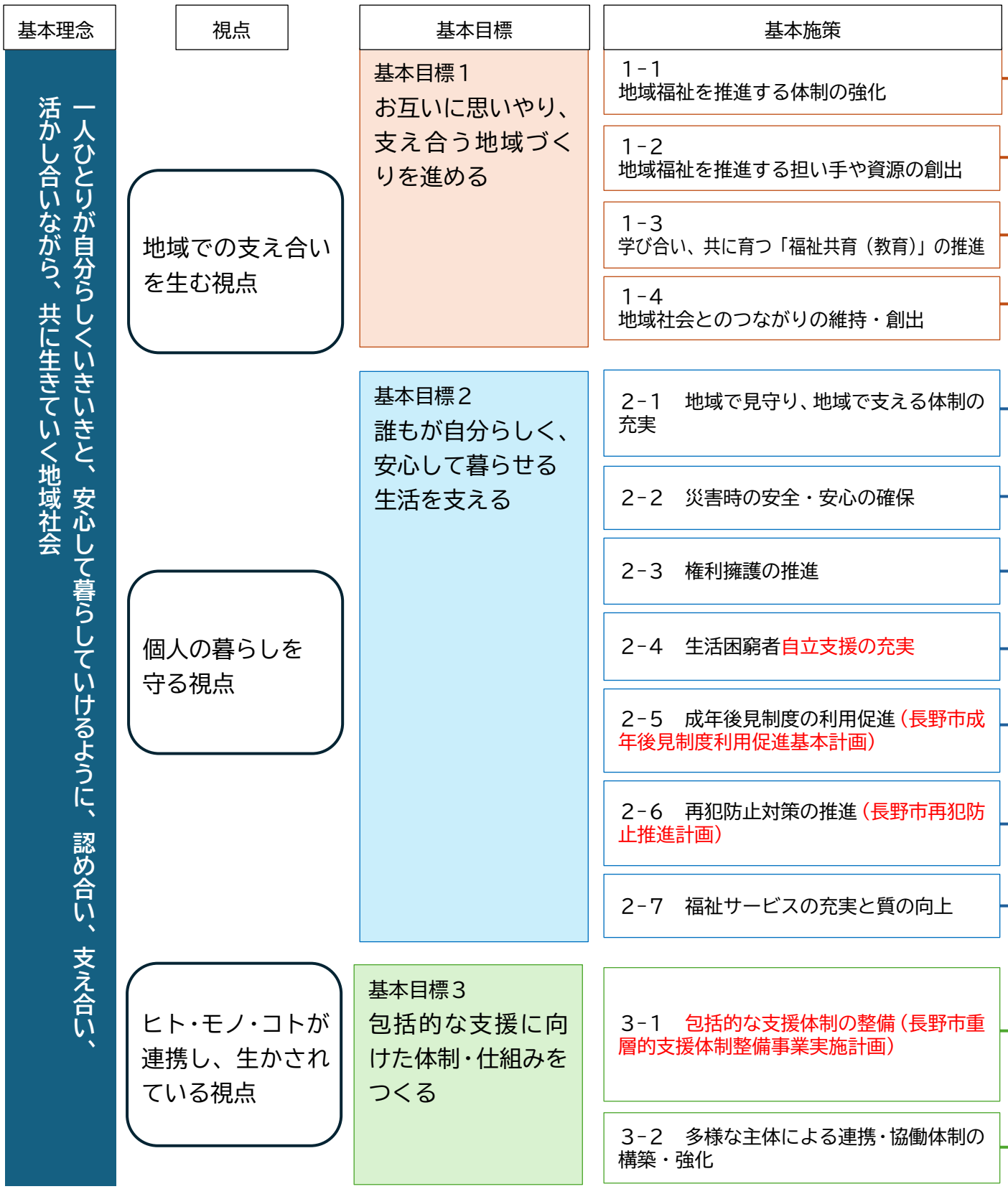
基本理念
一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会
視点
地域での支え合いを生む視点
個人の暮らしを守る視点
ヒト・モノ・コトが連携し、生かされている視点
基本目標
基本目標１
お互いに思いやり、支え合う地域づくりを進める
基本目標２
誰もが自分らしく、安心して暮らせる生活を支える
基本目標３
包括的な支援に向けた体制・仕組みをつくる
基本施策
1-1
地域福祉を推進する体制の強化
1-2
地域福祉を推進する担い手や資源の創出
1-3
学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進
1-4
地域社会とのつながりの維持・創出
2-1　地域で見守り、地域で支える体制の充実
2-2　災害時の安全・安心の確保
2-3　権利擁護の推進
2-4　生活困窮者自立支援の充実
2-5　成年後見制度の利用促進（長野市成年後見制度利用促進基本計画）
2-6　再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画）
2-7　福祉サービスの充実と質の向上
3-1　包括的な支援体制の整備（長野市重層的支援体制整備事業実施計画）
3-2　多様な主体による連携・協働体制の構築・強化

施策の展開	
（１）住民自治協議会への支援の強化	（２）地区地域福祉活動計画の策定・推進支援
（３）地域福祉推進拠点の整備・活用の推進	
（１）ボランティアの育成・活動支援	（２）多様な担い手の発掘・育成
（３）地域福祉ワーカーの活動支援	（４）民生委員児童委員等への支援の強化
（１）「福祉共育（教育）」の充実	（２）広報・意識啓発の推進
（３）ボランティア体験機会の充実	
（１）交流活動の活性化支援	（２）交流拠点の充実
（３）地域における居場所の創出	（４）多文化共生の推進
（１）多様な主体による支え合い活動の活性化	（２）見守り活動の推進
（３）有償ボランティアの仕組みの構築	（４）コーディネート機能の強化
（５）自殺防止対策の推進	（６）移動手段の確保
（１）平時からの準備の促進	（２）避難行動要支援者への支援の充実
（３）安全・安心な避難生活の確保	
（１）暴力・虐待防止対策の強化	（２）差別や偏見をなくすための取組の推進
（３）消費啓発・詐欺防止対策の強化	
（１）相談支援体制の充実	（２）生活・就労支援の充実
（３）子どもの貧困対策の充実	
（１）成年後見制度の普及促進	（２）成年後見制度の利用に向けた支援の充実
（３）成年後見制度を利用しやすい環境の整備	（４）成年後見制度の推進体制及び進捗管理
（５）日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化	（６）身寄りのない高齢者等への支援
（１）就労・住居の確保のための取組の推進	（２）保健医療・福祉サービスの利用促進
（３）学校等と連携した支援の実施	（４）特性に応じた効果的な指導の実施
（５）民間協力者の活動促進及び広報・啓発活動の推進	（６）関係団体等との連携強化
（１）サービス提供基盤の充実	（２）サービスの質の向上のための取組の推進
（３）相談支援・利用支援の充実	（４）サービスの円滑な提供
（１）包括的相談支援事業	（２）参加支援事業
（３）地域づくり事業	（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
（５）多機関協働事業	（６）重点施策
（７）重層的支援会議、支援会議の開催	（８）支援関係機関間等の連携
（９）災害対策・感染症対策	
（１）多機関・多職種による連携体制の強化	（２）地区内の連携・協働体制の充実
（３）地区を越えた連携・協働体制の充実	

第２部

各　　論

基本目標　1

第１章　お互いに思いやり、支え合う地域づくりを進める

基本施策

１-１　地域福祉を推進する体制の強化

【地域が目指す姿】

地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門的人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制が整っています。また、地区地域福祉活動計画（年間事業計画を含む）の内容が住民一人ひとりに浸透し、多様な主体が自然につながりながら、地域の実情に応じた活動が続けられています。

■成果指標

指　標	基準（Ｒ８）	目標（R13）
地区地域福祉活動計画あるいは年間事業計画により福祉活動に取り組んでいる地区数		

【施策推進の背景・課題】

〇少子高齢化や人口減少が進み、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、血縁・地縁による支え合いの力が弱まっており、住民主体で地域福祉を支える体制そのものの再構築が全国的な課題となっています。

〇本市では地区地域福祉活動計画を全地区で策定しています。しかし、計画そのものが住民に十分周知されていないとの指摘や、福祉推進員のなり手不足、マンション等の新たな住民層への働きかけ不足、地域福祉推進拠点の整備の遅れが明らかになっています。

〇計画を「我が事」として捉えてもらうための周知の工夫、担い手の確保・育成、多様な住民層や地域資源との連携体制づくりを一体的に進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（１）地域福祉を推進する団体への支援の強化

地域福祉の担い手のひとつである住民自治協議会の活動に対し、地域と行政の役割分担を明確にするとともに各地区の実情に応じ、独自性や自主性に配慮しながら、主体的かつ持続可能な地域のための課題の見える化や解決に向けた既存事業の見直し、新規事業の開始等支援の充実を図ります。

また、福祉推進員や地域福祉ワーカーなど活動を支える人材の確保・育成とその役割の周知に努めるとともに、マンション居住者など新たな住民層にも活動が届くよう働きかけるよう支援を模索します。

さらに、地区内の福祉関係者や事業者、ＮＰＯ等が参画し、互いに学び合える場づくりを支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
長野市都市内分権基本方針の策定・推進	地域活動支援課
地域福祉ネットワーク会議の設置・開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
地域福祉推進セミナーの開催	市社会福祉協議会

（２）地区地域福祉活動計画の策定・推進支援

住民自治協議会が策定する地区地域福祉活動計画の検証・見直しを支援し、社会情勢の変化を踏まえた計画策定及び計画に基づく取組の推進に向けた助言等を行います。また、計画の周知に向けた広報等の支援を行い、計画に基づく取組への住民参加を促すなど、地域福祉を「我が事」として捉えてもらえるよう啓発に取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地区地域福祉活動計画策定、進捗管理の支援及び新たな課題に対する取組の開発等	福祉政策課 市社会福祉協議会
地域福祉活動振興事業	市社会福祉協議会
広報紙・ホームページ等を通じた周知	地域活動支援課 福祉政策課 市社会福祉協議会
地区懇談会への助成及び推進	市社会福祉協議会

（３）地域福祉推進拠点の整備・活用の推進

地域の公的施設において、地域福祉活動の場や地域福祉に係る情報発信、ボランティアセンター等、地域福祉を推進するための拠点としての機能の整備を促進し、その活用を図ります。特に、拠点の整備状況が地域により異なっていることを踏まえ、未設置地区への働きかけや設置経費補助等の活用促進を図るとともに、社会福祉法人等の事業者やＮＰＯの地域資源が少ない地区においても、多様な主体との連携が図られるよう支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地区ボランティアセンター等設置経費補助	市社会福祉協議会

【地域住民等に期待する取組例】

1	○地域共生社会の実現に向けた、地区地域福祉活動計画を策定し、地域課題の解決やニーズに対応した取組につなげます。
2	○地区地域福祉活動計画の策定や進行管理を通じ、地区役員、地域住民、福祉関係者などとの連携体制の強化を図ります
3	○住民自治協議会等が行う支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。
4	○行政連絡区単位で地域福祉懇談会を開催する等、地域の福祉課題・ニーズの把握に努めます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

1－2　地域福祉を推進する担い手や資源の創出

【地域が目指す姿】

多くの市民や団体、事業者が地域福祉の担い手として活躍し、担い手同士が連携しながら活動しています。また、地域福祉を牽引するリーダーやキーマンが様々な支援を受けながら育っています。特に、身近な集まりや日頃のつながりの中から、次の担い手が自然に見いだされる仕組みが根づいています。

■成果指標

指　標	基準（R８）	目標（R13）
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（まちづくりアンケート）		

【施策推進の背景・課題】

〇就労の長期化や価値観の多様化により、ボランティア活動をはじめとする地域活動への参加のあり方が変化しており、従来型の担い手確保の手法だけでは対応が難しくなっています。
〇国は地域共生社会の実現に向け、住民が支え手・受け手という関係を超えて役割を持ち活躍できる「参加支援」の仕組みづくりや、多様な世代がボランティア活動に参加しやすい環境整備を推進しています。
〇本市では、ボランティア活動への参加意欲が伸び悩んでいるほか、地域を牽引するリーダーやキーマンの発掘・育成の手法が分からないという声が住民自治協議会から多く聞かれています。社会貢献意欲のある事業者との連携や、地域福祉ワーカー・民生委員児童委員等の担い手確保も課題です。
〇若い世代を含めた多様な層が参加しやすい仕組みづくり、事業者等の新たな担い手を地域につなげる取組、専門人材の確保・育成を進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（１）ボランティアの育成・活動支援

高齢者や障害のある人も含め、多様な人材がボランティアに携わるための支援や活動の場の充実を図ります。また、ボランティアの活動内容や参加方法をわかりやすく発信し、誰もが気軽に一歩を踏み出せる環境づくりを進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
長野市ボランティアセンターの運営	市社会福祉協議会

（２）多様な担い手の発掘・育成

自治会や地域団体の役員等、地域活動を牽引するリーダーやキーマンを含めた人材の発掘・育成に向け、各種講座・研修の開催、事例紹介・情報提供等の支援を行います。あわせて、リーダーやキーマンの発掘・育成の手法についての好事例の共有や伴走的な支援を行い、若い世代の参加を促す取組を進めます。また、役員やボランティアの確保だけでは担い手の裾野を広げることに限界があるため、社会貢献への意欲を持ちながら地域とのつながりを持てずにいる事業者等を地域活動へとつなげ、多様な担い手として発掘・育成します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
市民協働サポートセンターの運営	地域活動支援課
長野県シニア大学との連携	市社会福祉協議会
多様な担い手の発掘・育成	市社会福祉協議会

（３）地域福祉ワーカーの活動支援

地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行います。また、地域福祉ワーカーの役割が住民や関係者に十分浸透していない状況を踏まえ、その役割や活動内容の周知に努めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域福祉ワーカー連絡調整会議（学習会・情報交換会）の開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
地域福祉ワーカー雇用経費補助	福祉政策課
地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会

（４）民生委員児童委員等への支援の強化

民生委員児童委員の活動内容の周知を図り、市民の理解や協力を促進します。また、個の課題を地域で考えてもらえるよう、個人情報に配慮しながら、個別相談を地域福祉ワーカーや地域たすけあい事業コーディネーター、地域包括支援センターとの検討の場で共有し、専門機関へつなぐほか、「活動の目安と考え方に関するＱ＆Ａ」を作成し、民生委員児童委員の活動を支援します。さらに、活動負担の軽減など、無理なく活動を継続できる仕組みづくりを検討します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
長野市民生委員児童委員協議会の運営	市社会福祉協議会
民生委員児童委員の活動の周知	福祉政策課
活動の目安と考え方に関するＱ＆Ａの作成	福祉政策課
民生委員児童委員を対象とした研修会の開催	福祉政策課 市社会福祉協議会

取　組	担当部署・関係機関
地区民生委員児童委員協議会への支援	地域活動支援課 支所
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

【地域住民等に期待する取組例】

1	○多様な活動が生まれるよう、地域づくりの担い手を育成するためのボランティア講座、地域づくり研修等を開催します。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

1-3　学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進

【地域が目指す姿】

様々な体験や交流、学習等を通じて地域福祉に対する理解を深め、多様性を認め合いながら、一人ひとりができることについて考え、自分自身のやりがいとして福祉活動に携わっています。

■成果指標

指　標	基準（R６）	目標（R13）
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（まちづくりアンケート）（再掲）		

【施策推進の背景・課題】

〇少子化によりこどもや若者が地域と関わる機会そのものが減少する一方、多様性を認め合う社会の実現に向けて、幼少期からの福祉教育の重要性が改めて注目されています。

〇部活動の地域展開等により中学生と地域との新たな関わりが期待される一方、活動拠点によっては、生徒が地域活動に参加しづらく、地域との接点が失われつつあります。

〇こどもや若者が「お手伝い」ではなく自分自身のやりがいとして参加できる仕組みづくりと、体験の機会や拠点整備を具体的に進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（１）「福祉共育（教育）」の充実

学校や地域において、世代や障害の有無に関わらず、多くの住民が参加し交流する中で、お互いに学び、認め合う「福祉共育（教育）」の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
福祉教育普及校の指定及び普及校会議の開催	市社会福祉協議会
地区社会福祉大会の助成	市社会福祉協議会
スポーツ・文化活動等を通じた福祉共育（教育）の推進	障害福祉課 スポーツ課
学校との連携に関する情報共有・調整	福祉政策課 市社会福祉協議会

（2）広報・意識啓発の推進

広報紙等への啓発記事の掲載やリーフレットの作成・配布、各種講演会やセミナー、イベントの開催等を通じて、地域福祉への関心を高めます。また、福祉を身近に感じてもらえるような行政連絡区等、小地域の拠点を整備することで、福祉に対する特別感を払拭し、理解を深めます

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
広報紙等への啓発記事の掲載	福祉政策課 市社会福祉協議会
障害者週間事業	障害福祉課
障害理解に関するリーフレットの配布	障害福祉課
認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課
ゲートキーパー養成講座	保健所健康課

（3）ボランティア体験機会の充実

各種講座・研修の実施や参加促進、ボランティア活動に関する情報提供等により、ボランティア活動を体験する機会の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域づくり・ボランティア講座の開催	市社会福祉協議会
サマーチャレンジボランティア事業	市社会福祉協議会

【地域住民等に期待する取組例】

1	○行政や学校等と連携し、地域における「福祉共育（教育）」の場を積極的に設けるとともに、地域住民の参加を促します。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

1-4　地域社会とのつながりの維持・創出

【地域が目指す姿】

誰もが地域社会とのつながりを持ち、顔見知りが増え、お互いを思いやることのできる関係が築かれています。これまで、マンション等の集合住宅や外国人住民など、つながりを持ちにくかった人たちにも接点が広がり、つながりを持てています。

■成果指標

指　標	基準（R８）	目標（R13）
「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した市民の割合（まちづくりアンケート）		

【施策推進の背景・課題】

○単身世帯の増加や集合住宅の普及、外国人住民の増加など地域社会を構成する住民像が多様化しており、従来型の地縁的なつながりだけでは、誰もが排除されずに参加できる地域をつくることが難しくなっています。

○自治会に加入しない世帯の増加やコロナ禍を契機とした行事の休止等により、地域のつながりが希薄化しています。

○本市ではコロナ禍で停滞したサロン活動が回復傾向にあります。一方、マンション居住者との顔見知りになるきっかけづくりやオンライン活用は他の取組に比べて実施率が低く、外国人住民や技能実習生の増加も見込まれる中、多言語での情報発信等の環境整備も途上にあります。

○集合住宅居住者や外国人住民など、これまでつながりを持ちにくかった人々を含めた交流機会の創出を進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（１）交流活動の活性化支援

住民が主体となって、地域住民や当事者等が集まり、楽しく過ごすことのできる場づくりに取り組んでいる団体・グループ等の活動に対し、活動費用の助成や活動内容の周知、活動への参加促進等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
老人クラブ活動促進事業	高齢者活躍支援課
障害者レクリエーション活動等支援事業補助金	障害福祉課
こどもの居場所づくり事業補助金	こども・若者政策課
子育て活動応援事業補助金	保育・幼稚園課

取　組	担当部署・関係機関
一般コミュニティ助成事業補助金	地域活動支援課
地域介護予防活動支援事業	地域包括ケア推進課

（２）交流拠点の充実

誰もが気軽に立ち寄り、交流することができる拠点の充実を図ることで、より多くの人が顔見知りになり、地域と関わりを持つきっかけづくりを推進します。あわせて、拠点の整備にとどまらず、実際に足を運び活用してもらえるよう、まちの縁側等の運営支援や周知の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
老人福祉センター、老人憩の家の運営	高齢者活躍支援課
公民館・交流センター等での世代間交流	家庭・地域学びの課
障害福祉施設の開放・地域交流	障害福祉課
認知症カフェ設置助成	地域包括ケア推進課
地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）	保育・幼稚園課
まちの縁側事業	市社会福祉協議会
サロン事業の推進	市社会福祉協議会

（３）地域における居場所の創出

地域の中に安心して過ごすことのできる居場所を創出し、地域住民の交流、社会との関わりの維持・創出を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域包括ケア推進課
放課後子ども総合プラン事業	こども・若者政策課

（４）多文化共生の推進

国籍や文化的背景の違いにかかわらず、外国人住民も地域の一員として安心して暮らし、地域住民との日常的な交流やつながりを持てるよう、多文化共生の地域づくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
文化交流講座等の開催	観光振興課
外国人向け生活ガイドの作成	観光振興課
多言語対応の情報発信（チラシの多言語化等）	関係各課

【地域住民等に期待する取組例】

1	○若者、高齢者や障害のある人等も、担い手として参加しやすい支え合い活動を検討します。
2	○地域の社会福祉法人やＮＰＯ、事業者等と連携・協力して、地域福祉活動を推進します。
3	○地域の人たちが顔見知りになるためのあいさつ・声掛け運動を展開します。
4	○参加者同士の交流機会の確保を図る等、楽しく継続して活動できるための取組を推進します。
5	○講座、福祉大会、居場所づくり、サロン活動などあらゆる事業を、住民同士が顔見知りとなる機会と捉え、地域のなかのつながりを再生します。
6	○地域で孤立する住民が発生しないように、声掛けなどつながりづくりに努めます。
7	○広報紙やＳＮＳ等、様々な機会、媒体を活用して、活動状況を積極的に発信し、住民に興味関心を持ってもらい、参加を促します。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

第２章　誰もが自分らしく、安心して暮らせる生活を支える

２-１　地域で見守り、地域で支える体制の充実

【地域が目指す姿】

隣近所や関わりのある人の状況を気に掛け、声を掛け合い、見守っています。また、多様な主体による支え合いの仕組みが活用されています。買い物や移動、雪かきなど日常のちょっとした困りごとを、有償・無償を問わず気軽に頼り合える仕組みが根づいており、支える人・支えられる人がともに無理なく活動を続けられています。

■成果指標

指　標	基準（Ｒ８）	目標（R13）
「お互いに近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合（まちづくりアンケート）		

【施策推進の背景・課題】

〇高齢化の進行や家族形態の変化により、地域の日常的な支え合いや見守りの担い手が不足する一方、移動手段の確保をはじめとする生活課題は複雑化・多様化しています。
〇本市では地域たすけあい事業をはじめ地域住民による支え合いの担い手の高齢化や、バス路線の減便・廃止に伴う移動手段の不足、支援を求めない人の把握の難しさなどが課題となっています。
〇こうした課題に対応するため、担い手の確保と活動しやすい環境整備、多様な移動手段の確保、支援が届きにくい人を地域で把握し、必要な支援につなげるための見守り体制の重層化を一体的に進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（１）多様な主体による支え合い活動の活性化

買い物や移動、日常生活のちょっとした困りごと等に対して、多様な主体が担い手として支え合う活動の活性化を図ります。特に、担い手の高齢化や制度上の制約により活動の継続が難しくなっている地域があることを踏まえ、活動しやすい環境づくりを進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域たすけあい事業	市社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	保育・幼稚園課

（２）見守り活動の推進

孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対する日常的な見守りや声掛け、定期的な訪問等を行う活動を推進します。また、関係機関が連携し、異変に気付いた時に適切に対応できる体制の強化を図ります。あわせて、多様な事業者との協定や日常の関わりを通じて、支援を求めない人や声を上げられない人の把握に努め、緩やかに気付き合える見守りの重層化を進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
孤立防止・見守りネットワーク事業 〇高齢者等の見守りの協力に関する協定 〇長野市認知症見守りＳＯＳネット事業に関する協定	福祉政策課 地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会
民生委員児童委員活動への支援（再掲）	福祉政策課

（３）有償ボランティアの仕組みの構築

有償によるボランティアの仕組みの構築について調査研究し、既存の互助活動を生かした無理のない有償化の手法から検討を進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
有償ボランティアの仕組みの構築	福祉政策課 市社会福祉協議会
既存の互助活動を生かした段階的な有償化手法の検討	福祉政策課 市社会福祉協議会

（４）コーディネート機能の強化

支援が必要な人一人ひとりの状況に応じたサービスや資源をつなげるコーディネート機能の強化を図ります。あわせて、地域たすけあい事業コーディネーター等が専門性を要する相談を一人で抱え込むことのないよう、市社会福祉協議会・市・住民自治協議会と連携し、必要な支援体制を整えます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域たすけあい事業コーディネーターの配置	市社会福祉協議会
保育コンシェルジュ・子育てコンシェルジュの配置	保育・幼稚園課
母子保健コーディネーターの配置	保健所健康課

（５）自殺防止対策の推進

自殺や精神疾患等に関する正しい知識の啓発を図るとともに、市民一人ひとりが周りの人のＳＯＳに気付き、受け止めて適切に行動することができるよう、ゲートキーパーとしての必要な基礎的知識の普及を図ります。あわせて、身近な人のＳＯＳに気付いた際の相談窓口の周知を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
自殺に関する正しい知識の普及啓発	保健所健康課
ゲートキーパーの養成	保健所健康課
長野市自殺対策推進ネットワーク会議の開催	保健所健康課

（６）移動手段の確保

バスの減便・廃止が進む中山間地域等において、デマンド交通や福祉有償運送、地域主体による移送支援など、多様な移動手段の確保を図り、高齢者をはじめ誰もが必要な時に安心して外出できる環境づくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
福祉有償運送・地域たすけあい事業の担い手確保支援	市社会福祉協議会
中山間地のＡＩオンデマンドバスの運行	交通政策局

【地域住民等に期待する取組例】

1	○隣近所による地域におけるゆるやかな見守りに取り組みます。
2	○地域活動を通じて不安や困りごとを抱えている人の把握に努め、住民が気軽に話せる相談窓口を設けます。
3	○サロン活動等を通して行政連絡区内の福祉課題の把握や発見に努め、民生委員児童委員と連携し日常的な見守り活動を行います。
4	○社会福祉協議会の「たすけあい事業（買い物、移動、手続き、サロン活動等）」に取り組みます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

2-2　災害時の安全・安心の確保

【地域が目指す姿】

災害による被害を小さくするため、地域ぐるみで助け合えるよう平時から備えています。

■成果指標

指　標	基準（R８）	目標（R13）
個別避難計画の策定件数		

【施策推進の背景・課題】

〇気候変動の影響等により全国的に自然災害が激甚化・頻発化する中、令和６年の能登半島地震も踏まえ、防災に対する住民の関心はかつてなく高まっています。
〇災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、被災者の生活再建やコミュニティ再建を息長く支援する仕組みづくりが国の防災・減災施策の柱となっています。
〇本市では地域防災マップの作成状況に地区差があるほか、令和元年東日本台風災害で被災した長沼地区等では空き家・空き地の増加や人口流出が今なお続いており、被災者への中長期的な見守り支援のあり方も課題です。
〇高まる防災意識を具体的な備えにつなげる取組、地区の実情に応じたマップ作成支援、被災後を見据えた中長期的な支援体制の検討が必要です。

【施策の展開】

（１）平時からの準備の促進

防災に関する知識の普及や防災訓練の実施等、災害発生時に被害を最小限に抑えるための平時からの準備やつながりづくりを促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
災害時支え合いマップづくりの推進	市社会福祉協議会
自主防災訓練の実施	消防局警防課
地域防災マップの作成	危機管理防災課
防災紙芝居・絵本	危機管理防災課
マイ・タイムラインの作成（長野市版）	危機管理防災課
わが家の避難行動確認シート	危機管理防災課
自主防災活動の手引き	危機管理防災課 消防局警防課

（２）避難行動要支援者への支援の充実

災害時の避難に支援が必要な人の把握と台帳づくりを進めます。また、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難計画の作成も進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
避難行動要支援者名簿の提供	危機管理防災課 福祉政策課
個別避難計画の策定の推進	危機管理防災課 福祉政策課
避難行動要支援者に対する住宅防火対策の普及啓発	消防局予防課

（３）安全・安心な避難生活の確保

避難所において、避難者の特性に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。また、要配慮者一人ひとりの特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、福祉避難所の運営体制の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
避難所の設置・運営	危機管理防災課 関係各課
福祉避難所の設置・運営	福祉政策課
災害時のこども支援体制の整備 〇災害時の子ども支援に係る連携と協力に関する協定	こども・若者政策課 関係各課 市社会福祉協議会
防災に向けた関係部局の情報交換	危機管理防災課 関係各課

【地域住民等に期待する取組例】

1	〇災害時避難行動要支援者の把握や個別の避難支援計画の作成に協力します。
2	〇地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに取り組みます。
3	〇防災意識の醸成や災害発生時の行動等について学ぶ機会を設けます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

2-3　権利擁護の推進

【地域が目指す姿】

年齢や性別、障害の有無等に関わらず、すべての人の権利が守られ、暴力や虐待等により人権が侵害されたり、犯罪被害に遭ったりすることのないよう、地域全体で見守る体制が整っています。

【施策推進の背景・課題】

○高齢化や単身世帯の増加に伴い、判断能力の低下や社会的孤立等を背景とした虐待、消費者被害、権利侵害のリスクが高まっており、誰もが尊厳を持って暮らせる地域づくりが求められています。
○本市では暴力・虐待の早期発見や権利擁護に関する理解促進の取組について、住民自治協議会での実施率が他分野に比べ低くなっています。

【施策の展開】

（1）暴力・虐待防止対策の強化

関係機関・団体が連携し、あらゆる暴力の根絶や虐待防止に向けた様々な支援を行うとともに、暴力や虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応がとれる体制強化を図ります。また、身近な気づきを関係機関につなげやすくするための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
養護者による高齢者虐待に関する相談・対応	地域包括ケア推進課
施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・対応	高齢者活躍支援課
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	地域包括ケア推進課
長野市地域包括支援センター（高齢者虐待に関する相談・対応）	地域包括ケア推進課
障害者虐待に関する相談・対応	障害福祉課
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課
子どもの権利侵害に関する相談・対応	子どもの権利相談室
児童虐待・DV に関する相談・対応	こども総合支援センター
長野市要保護児童対策協議会運営	こども総合支援センター
障害者権利擁護サポートセンター事業	障害福祉課
いじめ問題対策連絡協議会運営	学校教育課

（2）差別や偏見をなくすための取組の推進

障害や性的指向・性自認、犯罪被害者の二次被害、国籍の違い等による差別や偏見をなくし、多様性を認め合うことができるよう、それらに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
障害者差別解消センター事業	障害福祉課
障害者権利擁護サポートセンター事業（再掲）	障害福祉課
やさしいお店登録制度	障害福祉課
人権教育・啓発事業	人権・男女共同参画課

（３）消費啓発・詐欺防止対策の強化

悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）の被害を防止するため、最新の事例や手口を分かりやすく伝える情報発信を強化するなど、様々な媒体を通じた啓発、注意喚起を行うとともに、日頃からの声掛けや見守り等、地域や家族ぐるみで防止対策を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
消費者被害防止に向けた広報啓発・出前講座 消費生活センター（消費生活相談）	市民窓口課
高齢者向け消費啓発事業	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

【地域住民等に期待する取組例】

1	○暴力・虐待や人権問題、消費生活等に関する正しい知識を習得し、理解を深めるための機会を設けます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

2-4　生活困窮者自立支援の充実

【地域が目指す姿】

生活困窮者が、悩みに寄り添った支援によって、自立に向けて前向きに取り組んでいます。また、早期把握やフードドライブの充実、就労の場の開拓、地域での居場所づくり等、生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み、生活困窮者に理解のある社会が創造されています。

【施策推進の背景・課題】

○経済状況の変化や単身世帯の増加等を背景に生活困窮の要因は複合化・複雑化しており、経済的な支援にとどまらず、地域全体で支える視点が重要になっています。
○本市では相談支援機関へつなぐ住民自治協議会の取組は高い実施率であるが、こども食堂の利用増加を通じて貧困の広がりを実感する声も聞かれています。一方で、就労訓練事業所数は目標を大幅に上回るなど就労支援の基盤は着実に整っています。

【施策の展開】

（1）相談支援体制の充実

生活困窮者の自立支援に向けた相談支援体制及び関係各課・機関の連携の強化に努めます。また、生活に困窮している者の早期把握に努め、相談につなぐ体制づくりに取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
生活就労支援センター（まいさぽ長野市）での相談支援	生活支援課 市社会福祉協議会
生活困窮者自立支援庁内連携会議の開催	生活支援課 市社会福祉協議会

（2）生活・就労支援の充実

社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、安心・安全な生活や安定的な就労ができるよう、生活全般に関する相談や生活支援、経済的自立に向けて、支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
生活就労支援センター（まいさぽ長野市）での相談支援（再掲）	生活支援課 市社会福祉協議会
ジョブ縁ながの開設	生活支援課
母子・父子自立支援員の配置	子育て給付課
高等職業訓練の促進	子育て給付課

（3）こどもの貧困対策の充実

現在から将来にわたって、すべてのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、体験・学びの機会の確保や生活・経済面での支援を行うとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。あわせて、身近な地域の活動を通じてこどもの貧困に気付き、必要な支援につなげられるよう、地域との連携を強化します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援	子育て給付課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援	生活支援課 市社会福祉協議会
スクールソーシャルワーカー活用	学校教育課
高等職業訓練の促進（再掲）	子育て給付課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活支援課 ハローワーク

2-5　成年後見制度の利用促進（長野市成年後見制度利用促進基本計画）

【地域が目指す姿】

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人も成年後見制度の利用や地域の支援により、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けています。頼れる身寄りのない人も、緊急時の連絡先や医療同意などの備えが整い、地域や関係機関による重層的な支援を受けながら、安心して暮らし続けられています。

■成果指標

指　標	基準（R８）	目標（R13）
成年後見制度について知っている人の割合（まちづくりアンケート）		

【施策推進の背景・課題】

〇認知症高齢者や単身高齢者の増加により、判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為を支える仕組みへのニーズが一層高まっています。

〇成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の機能強化が重点目標として掲げられています。

〇本市では長野市成年後見支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築が進んでいるものの、制度の認知度は目標に対しほぼ横ばいで推移しており、市民後見人の担い手の裾野拡大も途上です。その中で、身寄りのない高齢者等への支援として「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置やガイドラインの策定を進めています。

〇制度や中核機関の認知度向上、担い手の育成、身寄りのない人が安心して医療・介護サービスを利用できる環境整備を一体的に進めていくことが必要です。

〇令和８年に成年後見制度の見直しを含む民法等の改正法が成立し、本計画期間中に施行されることから、制度改正の内容を踏まえ、本人の意思やニーズに応じた権利擁護支援を行っていく必要があります。

【施策の展開】

（１）成年後見制度の普及促進

パンフレットや広報紙、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて成年後見制度についての周知を図ります。また、成年後見制度の見直しにあわせて、新しい制度の内容を市民や関係機関に周知します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
市民向け啓発パンフレットの作成・配布	地域包括ケア推進課 成年後見支援センター 地域包括支援センター
「広報ながの」への記事掲載	地域包括ケア推進課
ホームページを通じた制度の周知	地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会

（２）成年後見制度の利用に向けた支援の充実

必要な人が利用できるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、市民が主体となった成年後見制度支援を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
成年後見に関する市長申立手続きの実施	地域包括ケア推進課 障害福祉課
市民後見人の育成・研修会の実施	成年後見支援センター

（３）成年後見制度を利用しやすい環境の整備

ア　中核機関の充実

（ア）　設置主体

地域連携ネットワークの中核機関として機能する長野市成年後見支援センターについて、令和３(2021)年度から市が設置主体となって、市社会福祉協議会に運営を委託しています。

（イ）　主な機能

中核機関は、成年後見の広報活動や相談を行うほか、成年後見に係る情報・団体の情報を集積し、相互の連携・ネットワークの要としての機能を果たします。

（ウ）　業務内容

a 広報業務

成年後見制度全般にわたる広報に取り組むとともに、各種団体等が行う広報・周知活動を支援します。

また、各地区の民生委員児童委員協議会定例会や金融機関への説明会を実施します。

b 専門相談業務

成年被後見人・成年後見人いずれからの相談に応じ、適切に成年後見制度を運用するとともに、関係団体等の相談業務の連携を図り、連携ネットワーク機能による相談体制の構築を図ります。

c 利用支援・促進業務

ケース方針検討会議を実施し、弁護士等の専門職による困難ケースの検討、後見受任者の検討等を行います。

また、専門職を派遣してニーズを診断する等、きめ細やかに対応します。

d 担い手の育成・活動の支援（市民後見推進事業）

市民後見人養成研修修了者の実務研修を実施するほか、法人後見支援員のうち適任者を成年後見人等候補者として家庭裁判所へ申し立て支援を行います。

e 後見活動支援

後見受任者（親族後見人のほか、センターを通じて受任調整した第三者後見人）からの相談を受ける等の支援を行います。

イ　地域連携ネットワークの強化

地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とし、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を中心とし、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センターや事業者等と連携し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

また、成年後見制度の見直しにあわせて、本人の意思を尊重し、必要な時に必要な範囲で支援を受けられるよう、中核機関（長野市成年後見支援センター）を中心に関係機関との連携を強化します。

ウ　広域利用の推進

本市が中心都市となる長野地域連携中枢都市圏において、単独で中核機関を設置することが困難な信濃町、小川村、飯綱町と連携協約を締結し、令和３(2021)年度から長野市成年後見支援センターを共同で利用しています。今後は、連携町村での成年後見制度の利用促進も併せて進めていきます。

あわせて、中核機関や地域連携ネットワークの存在・役割について、住民が身近な相談先として認識できるよう、周知を強化します。

（４）成年後見制度の推進体制及び進捗管理

ア　成年後見に関する基本的な事項を審議調査する審議会

本市が設置する「長野市社会福祉審議会」に成年後見に関する基本的な事項を審議調査する権能を付与し、令和２(2020)年度に成年後見制度に関する学識経験者を新たに同審議会委員に委嘱しました。

同審議会には複数の専門分科会があり、成年後見制度が関連するものとして地域福祉、老人福祉、障害者福祉専門分科会があることから、総合的な審議調査を本会で行い、必要に応じて各専門分科会でも審議調査や報告を行います。

イ　地域連携ネットワーク協議会

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門知識を有する者、医師、福祉関係者、当事者団体の代表者等により構成される長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を設置し、家庭裁判所との連携を確保しながら、成年後見支援センターの運営に関する事項、地域における関係団体の連携に関する事項その他必要な事項について協議し、圏域での成年後見制度の利用促進を図ります。

ウ　地域ケア会議の活用

地域包括支援センターその他の多様な関係者が連携する地域ケア会議を活用し、成年後見制度の普及促進・利用者支援や地域連携の強化を図ります。

（５）日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化

市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は、判断能力が十分ではないが、契約行為について意思決定が可能な人を対象として、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続等の支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り等、本人に寄り添った支援が可能であること等、後見制度を補完する特徴を有しています。

地域連携ネットワークの構築に併せて、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携して成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

（６）身寄りのない高齢者等への支援

ア　「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置

「おひとりさま」あんしんサポート相談室において、関わりのある親族がいないため、今後の生活に不安を抱えている意思決定が可能な、いわゆる「おひとりさま」の相談に広く応じ、任意後見の利用促進と地域の力を活用しながら安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員児童委員、医療機関等と連携する支援システムのネットワーク構築を図ります。

イ　身元保証がない高齢者等の入院・入所に係るガイドラインの周知

「おひとりさま」あんしんサポート相談室において把握される身寄りのない高齢者等の実情及び支援の実績を分析・評価し得られた情報から、医療機関、行政機関、福祉施設、不動産事業者等と連携して、身寄りがなくても安心して入院・入所・入居できる地域ガイドラインを令和６年４月に策定したため、その周知に努めます。

■中核機関・地域連携ネットワークのイメージ

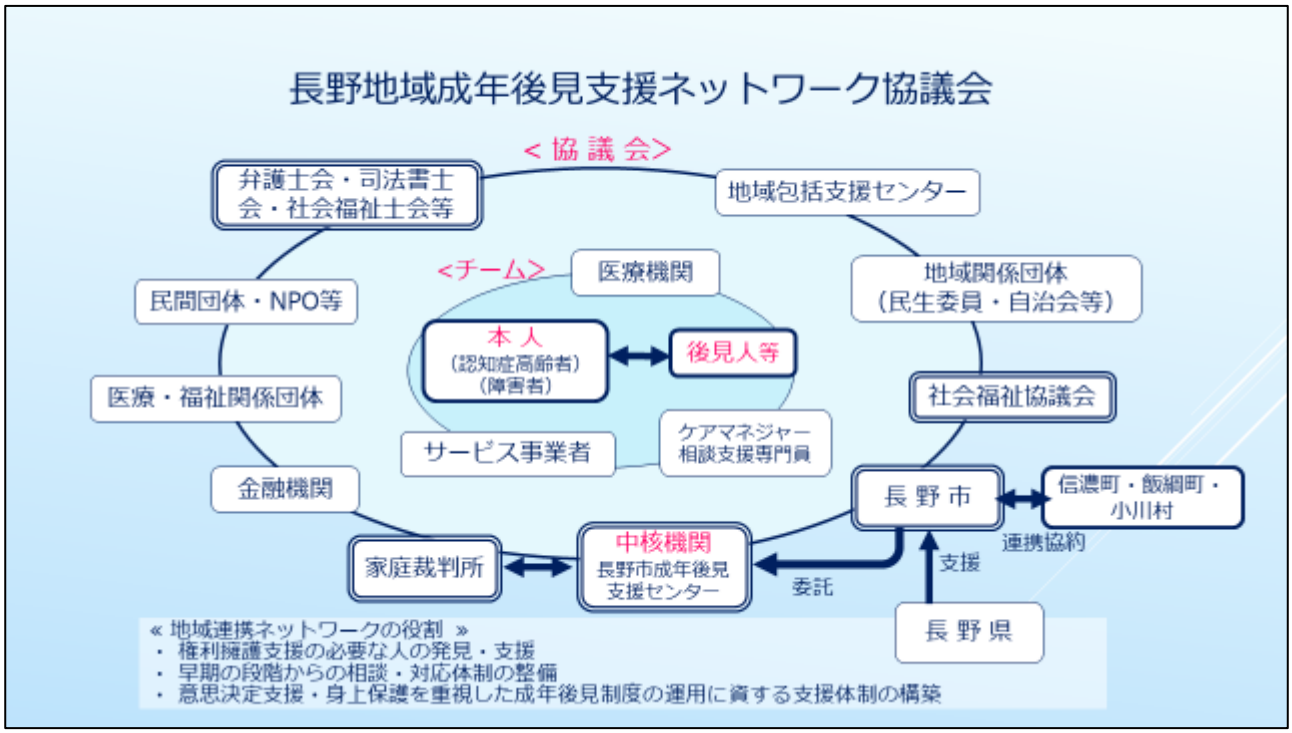

2-6　再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画）

【地域が目指す姿】

犯罪や非行をした人が地域の中で、様々な支援を受けながら、市民の理解と協力を得て、地域の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となっています。協力雇用主をはじめとした地域の受け皿が安定的に確保され、就労や住まいの面からも立ち直りを支えることができています。

■成果指標

指　標	基準（R８）	目標（R13）
社会を明るくする運動に取り組んでいる地区数		

【施策推進の背景・課題】

〇犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立せず円滑に社会復帰できる環境をどう整えるかは、安全・安心な地域社会を実現する上で重要なテーマとなっています。

〇犯罪認知件数は、平成 14 年から減少していましたが、令和４年度から増加しつつあります。また、再犯率は、依然として 40%台で高止まりしています。

〇再犯の防止等の推進に関する法律及び国の再犯防止推進計画に基づき市町村による地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされ、就労・住居の確保や保護司等の民間協力者の活動支援が重点施策とされています。

〇長野地区保護司会の充足率は 92%と全国充足率より高いものの、担い手確保が困難になりつつあり高齢化が進んでいます。

【施策の展開】

（１）就労・住居の確保のための取組の推進

ア　就労の確保

関係機関と連携し、就職相談や就職後の定着支援、生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を行います。

イ　住居の確保

犯罪をした者等の市営住宅への入居について配慮するとともに、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
生活就労支援センター（まいさぽ長野市）での相談支援	市社会福祉協議会
市営住宅入居への配慮	住宅課
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録	住宅課
居住者支援協議会	住宅課等

（２）保健医療・福祉サービスの利用促進

ア　高齢者、障害のある人等への支援

犯罪をした高齢者や障害のある人で、自立した生活を営む上で様々な困難を抱える人に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等と連携しながら相談支援を行います。

イ　依存症のある人への支援

犯罪をした者等で、特にアルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える人に対し、医療機関や民間リハビリ施設等と連携し、回復に向けた継続的な支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）（再掲）	地域包括ケア推進課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
精神保健相談	保健所健康課 保健センター

（３）学校等と連携した支援の実施

ア　青少年の非行防止

地域における青少年の健全育成を図るための環境づくりや巡回活動、街頭補導を推進するとともに、地域の青少年を見守り育てるボランティア等の育成を図ります。

イ　薬物乱用防止等のための取組

関係団体と連携し、中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

ウ　困難を抱える子どもたちを社会で支える取組

生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的自立や非行少年等の立ち直りに必要な支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
長野市少年育成センター運営	家庭・地域学びの課
社会を明るくする運動	市社会福祉協議会

取　組	担当部署・関係機関
薬物乱用防止教育の推進	食品生活衛生課
スクールソーシャルワーカー活用（再掲）	学校教育課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援（再掲）	生活支援課 市社会福祉協議会

（４）特性に応じた効果的な指導の実施

ア　発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援

発達上の課題を抱えているため、これまで適切な支援につながらないことや、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないことを踏まえた支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
発達相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課

（５）民間協力者の活動への支援及び広報・啓発活動の推進

ア　民間協力者の活動支援

保護観察を受けている者や刑務所等から釈放された者等の自立更生を支援する長野地区保護司会、長野地区更生保護女性会、長野地区ＢＢＳ会（※）等の民間協力者の活動を支援します。

※　長野地区ＢＢＳ会（Big Brothers and Sisters Movement）：犯罪をした少年などの「兄」や「姉」のような身近な存在として、立ち直り支援や非行防止活動を行う青年ボランティア団体

イ　広報・啓発活動の推進

再犯防止や更生保護に関するホームページへの掲載等を通じて、刑期を終えて出所した人の人権が尊重され、犯罪をした者の立ち直りに対する理解促進を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
長野地区保護司会・更生保護女性会への支援	市社会福祉協議会
長野地区サポートセンターへの支援	福祉政策課 市社会福祉協議会
保護司の面接場所の確保	福祉政策課
社会を明るくする運動（再掲）	市社会福祉協議会

（６）国・県等の関係機関との連携

国・県等の再犯防止の会議に参加し、他の自治体と情報共有するとともに、矯正施設や保護観察所と連携し効果的な更生支援を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
矯正施設所在自治体会議への参加	福祉政策課
長野県再犯防止推進会議への参加	福祉政策課
地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会への参加	福祉政策課
更生保護法人長野県保護観察協会への参加	福祉政策課

【地域住民等に期待する取組例】

1	○「社会を明るくする運動」に参加し、保護司、更生保護女性会への理解を深め、再犯防止、非行防止活動に協力します。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

社会を明るくする運動　　法務省ホームページから

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”のはじまりについて

昭和２４年７月１日、更生保護制度の新しいスタートである「犯罪者予防更生法」が施行されました。戦後の荒廃した中にあって、かねてから街にあふれた子供たちの将来を危惧していた東京・銀座の商店街の有志が、この法律の思想に共鳴し、同年７月１３日から１週間にわたって、自発的に「犯罪者予防更生法実施記念フェアー（銀座フェアー)」を開催しました。

この銀座フェアーが刺激となり、また犯罪者予防更生法施行１周年を記念して、その翌年の昭和２５年７月１日から１０日まで、「矯正保護キャンペーン」が全国的に実施されました。このキャンペーン期間中、前年の銀座フェアーに示された一般市民の熱意と善意を高く評価して、映画会、記念スタンプやリーフレットの配布、街頭宣伝活動などの啓発活動が全国的に実施されました。街にあふれる戦災孤児、犯罪や非行の激増による社会不安の増大、インフレや物資不足により生活に余裕のない人々の、不幸な少年に対する思いやりや愛の心を呼び戻し、殺伐とした世相に明るい光をともしたとも言われています。

昭和２６年７月、「銀座フェアー」と「矯正保護キャンペーン」を通じて、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識を深めた法務府（現在の法務省）は、この啓発活動を将来とも継続して一層発展させる必要があるとして、“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げることにしました。

第６０回（平成２２年）の運動において、公募と有識者による選考委員会を経て、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められました。運動の趣旨を分かりやすくしたこの新名称のもと、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っています。

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、長崎地区保護司会が考案したもので、第６１回の本運動から「黄色い羽根」を運動のシンボルマークとして全国で活用しているものです。第６５回運動から「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」と名付け、より一層の普及を図っているところです。

2-7　福祉サービスの充実と質の向上

【地域が目指す姿】

一人ひとりの状況に応じた質の高い福祉サービスを安心して適切に利用できる体制が確保されています。サービスを提供する人材が安定的に確保・育成されており、地域と専門機関がともに地域のニーズを把握しながら、サービスの質の向上に取り組んでいます。

【施策推進の背景・課題】

○福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、障害福祉・介護・保育分野の人材不足は全国的な社会課題となっており、サービスの担い手の確保とサービスの質の両立が求められています。
○国は介護・障害福祉人材の処遇改善策を継続的に講じるとともに、福祉サービス第三者評価事業の普及や指導監査を通じたサービスの質の確保に向けた取組を進めています。
○本市では社会福祉法人等への指導監査は着実に実施されているものの実施件数はやや減少傾向にあります。また、相談支援機関へつなぐ住民自治協議会の取組に比べ、地域福祉ネットワーク会議等を通じた地域ニーズの把握・共有の取組は実施率が低くなっています。
○福祉人材の確保・育成、サービスの質を確保する仕組みの継続、地域と専門機関が共にニーズを把握し合う関係づくりを進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（1）サービス提供基盤の充実

福祉ニーズに応じたサービス提供事業者の確保に努めるとともに、福祉サービス従事者の確保・育成に向けた取組を推進します。特に、障害福祉・介護・保育等の分野における人材確保に向けて、従事者の処遇改善や働きやすい環境づくりに向けた取組を、関係機関と連携しながら進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
介護サービスの充実	高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課
障害福祉サービスの充実	障害福祉課
保育サービスの充実	保育・幼稚園課
障害福祉・介護・保育人材の確保に向けた取組の推進	関係各課

（2）サービスの質の向上のための取組の推進

関係機関及びサービス提供事業者と連携し、従事者等の資質・技術の向上のための取組を推進します。あわせて、指導監査等を通じてサービスの質を確保する取組を着実に継続し、適切なサービス提供につなげます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
サービス事業者等への助言・指導・監査	福祉政策課（福祉監査室） 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
各種相談・意見への対応	地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
福祉サービス第三者評価の実施の促進	福祉政策課 高齢者活躍支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課

（3）相談支援体制の充実

一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）（再掲）	地域包括ケア推進課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 （ケアマネジャー＊への支援）	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
計画相談事業・障害児相談支援事業	障害福祉課
障害者相談支援専門員等スキルアップ研修	障害福祉課
発達相談支援センター事業	障害福祉課
利用者支援事業 ・子育てコンシェルジュ（こども広場） ・保育コンシェルジュ ・ながの版ネウボラ（こども家庭センター）	保健所健康課 保育・幼稚園課 こども総合支援センター
こども総合支援センター「あのえっと」	こども総合支援センター
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

（4）サービスの円滑な提供

サービスを適切に選択し、利用することができるよう、利用者の特性に応じた情報提供の充実や適正な認定、所得等に応じた経済的負担の軽減等を行います。複雑化・多様化するニーズに対応できるよう、分かりやすい情報提供の方法について、引き続き工夫を重ねます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
各種制度・サービスに関する情報提供	関係各課
公正で迅速な要支援・要介護、支援区分等の認定	介護保険課 障害福祉課
サービス利用料等の軽減・減免	関係各課

第３章　包括的な支援に向けた体制・仕組みをつくる

３-１　包括的な支援体制の整備（長野市重層的支援体制整備事業実施計画）

【地域が目指す姿】

困りごとがあったら気兼ねなく相談でき、多機関協働により連携した支援が受けられる体制の整備を促進しています。相談窓口の存在が住民に広く知られており、支援が届いていない人にも、アウトリーチ等を通じて手が差し伸べられています。

■成果指標

指　標		基準（Ｒ８）	目標（R13）
包括的相談支援事業	相談受付件数		
	他の機関との連携数		
地域づくり事業	拠点数		
	参加者数		
参加支援事業	支援対象者数		
	協力事業者数		

【施策推進の背景・課題】

〇一つの世帯が複数の課題を抱える複合化・複雑化した生活課題が全国的に増加しており、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築が急務となっています。

〇令和２年の社会福祉法改正（以下「法」という）により重層的支援体制整備事業が創設され、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う仕組みの導入が全国の市町村で進められています。

〇本市では令和６年度に同事業への移行を完了し、多機関協働による相談支援体制の構築を進めています。今後は、制度としての体制整備から、周知の強化やアウトリーチの実践の積み重ねなど、実際の支援の質を高める段階へと重点を移していくことが必要です。

【施策の展開】

（１）包括的相談支援事業（法第 106 条の４第２項第１号）

高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が様々な支援関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間の課題には、支援関係機関と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

【設置形態】

設置形態	内容
基本型	従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、ほかの関係機関へのつなぎなどに対応します。

【実施体制】

実施体制として、具体的な支援機関や主な役割等については、次の表のとおりとします。

なお、法定事業と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている事業を指します。

<table>
<tr><th>区分</th><th>実施する事業</th><th>実施体制</th></tr>
<tr><td rowspan="3">包括的相談支援事業</td><td>法定事業
地域包括支援センターの運営（介護保険法第115 条の45第２項第１号から第３号まで）</td><td>
<table>
<tr><td>【支援対象者】</td><td>高齢者等</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>長野市地域包括支援センター
直営：１箇所　委託：20箇所</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td>高齢者等の福祉や保健・医療などに関する総合相談窓口として、地域の保健医療の向上や福祉の増進の包括的支援を行います。</td></tr>
<tr><td>【所管課】</td><td>地域包括ケア推進課</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>法定事業
障害者相談支援事業　（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第１項第３号）</td><td>
<table>
<tr><td>【支援対象者】</td><td>障害のある人及びその家族等</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>長野市障害者基幹相談支援センター直営：１箇所
長野市障害者相談支援センター　委託：２箇所
長野市発達相談支援センター　委託：２箇所</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td>障害者及び保護者等からの相談に応じ、また必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。</td></tr>
<tr><td>【所管課】</td><td>障害福祉課</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>法定事業
利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第１号）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>（基本型）</td><td>（特定型）</td><td>（こども家庭センター型）
（妊産婦等包括相談支援事業型）</td></tr>
<tr><td>【支援対象者】</td><td colspan="3">子ども及びその保護者等</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>子育てコンシェルジュ“こども広場”
委託：２箇所</td><td>保育コンシェルジュ※１
直営：1箇所</td><td>こども家庭センター（児童福祉機能）
こども家庭センター（母子保健機能）
“ながの版ネウボラ”
直営：10箇所</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td colspan="3">子育て家庭や妊産婦に対して、相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。
※1　保育コンシェルジュは保育を必要とする保護者を対象とする</td></tr>
<tr><td>【所管課】</td><td colspan="2">保育・幼稚園課</td><td>こども総合支援センター
保健所健康課</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th>実施する事業</th><th>実施体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">包括的相談支援事業</td><td>法定事業
生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第３条第２項各号）</td><td>
<table>
<tr><td>【支援対象者】</td><td>現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>長野市生活就労支援センター「まいさぽ長野市」
委託：社会福祉法人長野市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td>生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立促進の支援を行います。
※ 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業、就労準備支援事業等</td></tr>
<tr><td>【所管課】</td><td>生活支援課</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>こども総合支援センター「あのえっと」</td><td>
<table>
<tr><td>【支援対象者】</td><td>こども、保護者等及びおおむね39歳までの若者</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>長野市こども総合支援センター「あのえっと」
直営：１箇所</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td>育児の悩み、発達、貧困、教育（いじめや不登校）など子どもに関するワンストップ相談窓口</td></tr>
<tr><td>【所管】</td><td>こども総合支援センター</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（２）参加支援事業（法第１０６条の４第２項第２号）

既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業などの地域の社会資源に対する働きかけや受入れに向けた支援を行います。

【実施事業】

<table>
<tr><th>区分</th><th>実施する事業</th><th>実施体制</th></tr>
<tr><td>参加支援事業</td><td>法定事業
参加支援事業</td><td>
<table>
<tr><td>【支援対象者】</td><td>各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応が難しい、個別性の高いニーズを有している人や世帯など</td></tr>
<tr><td>【実施方式】</td><td>委託：市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>【支援機関】</td><td>市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>【業務内容】</td><td>既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行います。</td></tr>
<tr><td>【所管課】</td><td>福祉政策課</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（３）地域づくり事業（法第１０６条の４第２項第３号）

高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている以下の既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、各分野における交流の場や居場所において、世代や属性を超えた受入れ等の拡充を進めるとともに、地域における資源の開発や発掘、ネットワーク化などの推進を図ります。

【実施事業】

<table>
<tr><th>区分</th><th>実施する事業</th><th>実施体制</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域づくり事業</td><td>法定事業
一般介護予防事業（介護保険法第115 条の45 第１項第２号のうち地域介護予防活動支援事業）</td><td><table><tr><td>【支援対象者】</td><td>高齢者等</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td>65歳以上の高齢者の主体的な介護予防の取り組みを推進するための支援を行います。また、地域へ専門職が出向き講座を実施する等、住民主体の通いの場の育成・支援を行います。</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td>地域包括ケア推進課</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>法定事業
生活支援体制整備事業（介護保険法第115 条の45 第２項第５号）</td><td><table><tr><td>【支援対象者】</td><td>高齢者等</td></tr><tr><td>【支援機関】</td><td>第一層（市内全域）１箇所
第二層（各地区）２１箇所</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td>生活支援コーディネーターが、各地区の地域福祉ワーカー等と共同し、地域の支え合い体制づくりの推進を行う。</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td>地域包括ケア推進課</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>法定事業
地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第１項第９号）</td><td><table><tr><td>【支援対象者】</td><td>地域で生活する障害のある方</td></tr><tr><td>【支援機関】</td><td>委託等：16箇所</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td>障害者の日中の活動をサポートする支援機関として、創作活動や生産活動と社会との交流促進などの支援を実施します。</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td>障害福祉課</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>法定事業
地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第９号）</td><td><table><tr><td>【支援対象者】</td><td colspan="2">子育て中の親子</td></tr><tr><td>【支援機関】</td><td>地域子育て支援センター（保育園・認定こども園等に併設）委託等：７箇所、委託等13箇所</td><td>こども広場
委託：２箇所</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td>子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行う。</td><td>乳幼児の遊びのスペースと親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td colspan="2">保育・幼稚園課</td></tr></table></td></tr>
</table>

区分	実施する事業	実施体制	
地域づくり事業	孤立防止・見守りネットワーク地域支援事業 （生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	【実施機関】	市社会福祉協議会
		【支援対象者】	全市民
		【業務内容】	福祉推進員研修会など、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行います。
		【所管課】	福祉政策課

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第１０６条の４第２項第４号）

制度の狭間にある方や長期にわたり社会と交流をしてこなかった方などを早期に発見し支援を届けるため、地域からの情報収集や既存のアウトリーチ機能と連携し、関係構築に向けた継続的な働きかけを行います。

【市・関係機関の主な取組】

区分	実施する事業	実施体制	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	法定事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【支援対象者】	複数の分野にまたがる課題を抱えているため、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに心理的に抵抗感がある方など
		【実施方式】	委託：市社会福祉協議会
		【支援機関】	市社会福祉協議会
		【業務内容】	制度の狭間にある方や長期にわたり社会と交流をしてこなかった方などを早期に発見し支援を届けるため、地域からの情報収集や既存のアウトリーチ機能と連携し、関係構築に向けた継続的な働きかけを行います。
		【所管課】	福祉政策課

（５）多機関協働事業（法第１０６条の４第２項第５号及び第６号）

重層的支援体制に関係する者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市の包括的支援体制を構築できるよう支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱える方について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。

【市・関係機関の主な取組】

区分	実施する事業	実施体制	
多機関協働事業	法定事業 多機関協働事業	【支援対象者】	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方など
		【実施方式】	委託：市社会福祉協議会
		【支援機関】	市社会福祉協議会
		【業務内容】	重層的支援体制に関係する者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市の包括的支援体制の整備を促進するよう支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱える方について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。
		【所管課】	福祉政策課

（６）重点施策

①包括的な相談支援を行う体制とするための施策

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を広く受け止め、本人やその世帯の相談に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

【市・関係機関の主な取組】

ア　包括的な相談の受け止めとつなぎの強化【多機関協働事業】

- 複雑化・複合化した課題について適切に対応するため、寄せられた相談を関係機関で共有するツールとして「つなぐシート」を作成するなど、相談を逃さない体制をつくります。
- 市の相談窓口や相談機関などが、課題を抱えている市民を適切な相談機関に繋ぐことができるよう、相談機関の一覧表を作成するなど、各相談機関等の役割を整理し、支援関係機関で連携します。

イ　多機関協働の体制整備【多機関協働事業】

- 受け止めた相談のうち、新たに支援関係機関間の役割分担が必要な場合やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の対象となる場合は、多機関協働事業につなぎ、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議を開催する等、課題を整理・共有・検討することで分野横断的な支援につなげます。

ウ　分野横断的なネットワーク構築と人材育成【多機関協働事業】

- 既存の支援機関等への分野を超えた幅広い知識の習得に向けた研修会の実施や、分野横断的な職員同士の顔の見える関係をつくります。

②多様な社会参加の推進に向けた体制とするための施策

地域の社会資源等を活用し、多様な社会参加の推進に向けた支援体制とします。

【市・関係機関の主な取組】

ア　地域資源の現状分析【参加支援事業、地域づくり事業】

- 分野を超えた地域資源の利用に繋げるため、生活困窮者就労訓練事業を行う事業者や、地域活動支援センターなど、地域づくり事業の各分野で把握している参加の場やその対象を参加支援事業において可視化し、支援関係機関へ共有できる体制を整備します。

イ　関係団体や支援機関との協働による多様な社会参加の推進【参加支援事業、地域づくり事業】

- 地区の枠組みを超えた地域資源の共有や地域のネットワーク作りを支援するため、市社会福祉協議会のコミュニティワーカーや地域福祉活動を推進する者及び各担当分野の市担当者によるチームが参画する地域福祉ネットワーク会議において、福祉に関する情報を共有し、地域課題の解決に当たります。

③支援が必要な世帯に支援を届ける体制とするための施策

複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人や世帯に支援を届けるための体制を構築します。

【市・関係機関の主な取組】

ア　地域からの情報収集機能の強化

【包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

- 複雑化・複合化した課題を持つ世帯の情報を早期に各支援関係機関に繋げるため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が、地域たすけあい事業コーディネーターや福祉推進員、民生児童委員等の会議体に定期的に参加するなど、地域で把握した情報を円滑に収集する取組について検討します。

イ　社会福祉法人等との連携体制の強化【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業】

- 社会福祉法人等が把握した複雑化・複合化した課題を抱えた人やその世帯を分野横断的に支援するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は、社会福祉法人等との連携体制を構築し、重層的な支援につなげます。
- 参加支援事業者は、社会福祉法人等が実施する「地域における公益的な取組」に支援対象者をつなげることなどにより、幅広い地域資源を活かした支援体制を構築します。

（7）重層的支援会議、支援会議の開催

重層的支援会議は、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、多機関協働事業者が開催します。重層的支援会議では、支援関係機関間の情報共有について、本人の同意を得た事例を取り扱います。

支援会議は、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、社会福祉法第 106 条の６に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めるため市が支援会議を開催します。

名称	重層的支援会議	支援会議
① 位置づけ	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業（※３）などで把握した要支援者に対し実施する支援検討会議のうち、支援関係機関間の個人情報の共有について、本人の同意が得られている事例を取り扱う会議。	社会福祉法第 106 条の６に基づき開催する会議。構成員に守秘義務を課し、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。
② 会議内容	支援対象者に対する個別の支援プラン決定等 ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。 ② 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時において、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうか検討する。 ③ 参加支援事業のプラン作成の過程で、個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として社会資源の開発等に向けた取り組みを検討する。	① 気になる事例についての情報提供・情報共有（※１） ② 支援方針の決定と共有 ③ 緊急性がある事案の対応
④ 構成員	行政機関（保健福祉部福祉政策課、関係機関の所管課）、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等事業者、包括的相談事業者、その他関係機関	行政機関（保健福祉部福祉政策課、関係機関の所管課）、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等事業者、包括的相談事業者、その他関係機関
⑤ 守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たすべての項目（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関す	会議の出席者は、会議で知り得たすべての項目（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む）について守秘義務がある。（※２）

名称	重層的支援会議	支援会議
	るものも含む）について守秘義務がある。	
⑥　その他	重層的支援会議は、次の４つのタイミングで開催します。多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てのプランを対象とする。 ①　プランの策定時 ②　プランの変更時 ③　支援終結を判断する時 ④　支援中断を決定する時	必要に応じて、多機関協働事業者が、要保護児童対策地域協議会やケア会議などの既存の会議体に参加し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理などの全体調整等を後方支援します。

※1:「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人」などを支援するため、本人の同意が得られていない場合でも情報共有が可能
※2：支援会議においては、社会福祉法第 106 条の３の２第６項により、構成員に対する守秘義務を設け、同法第 159 条第１項で守秘義務に違反した場合は、罰則が課されることが規定されている。
※3：表中に記載されているアウトリート等事業は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のことをいう。

〇重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
① プラン策定時	・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
② プラン変更時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現行プランの評価 ・プラン変更内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
③ 支援終結を判断する時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④ 支援中断を決定する時	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

〇包括的相談支援事業にかかる相談支援の流れ（フロー）

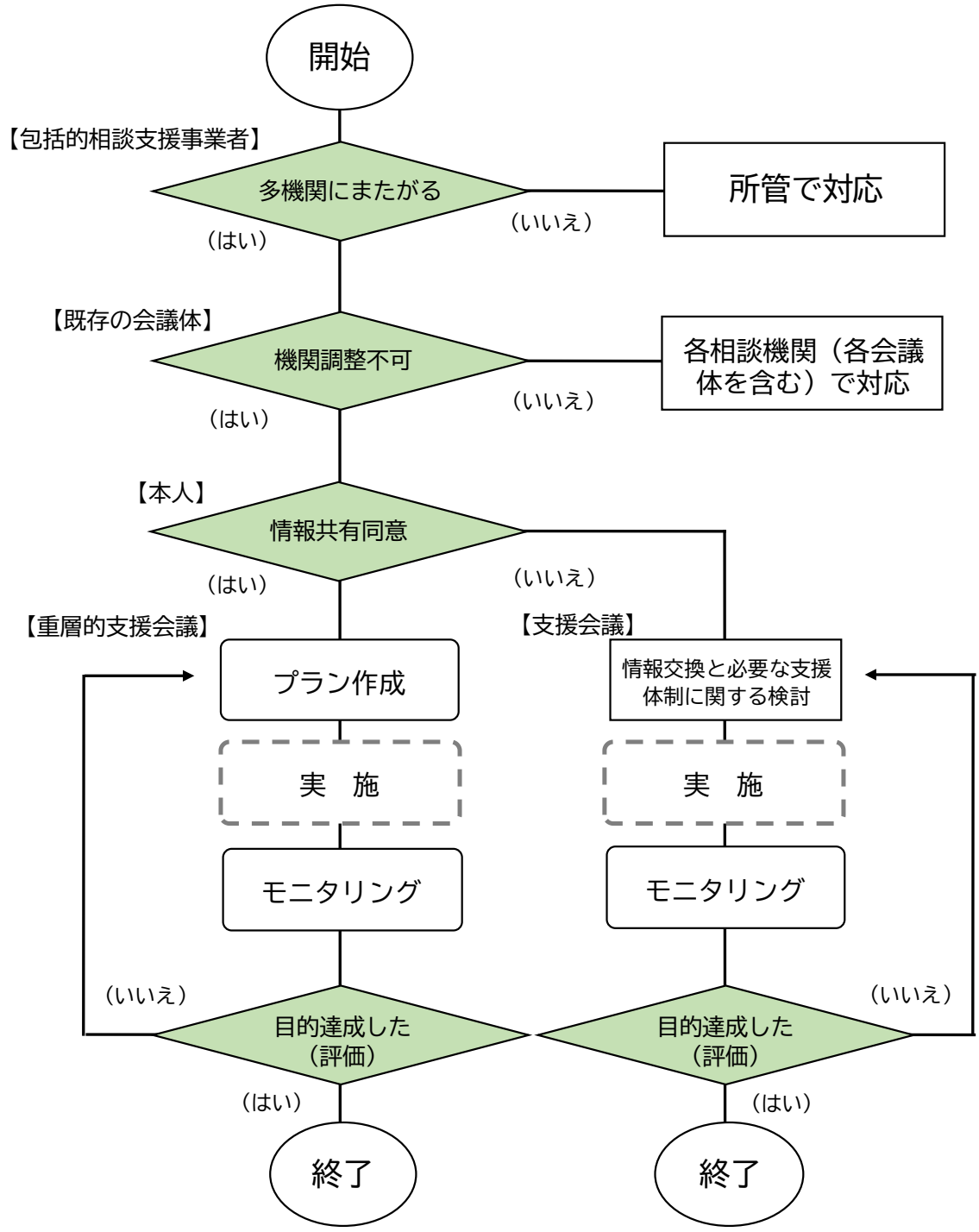

※包括的相談支援事業者がフローによっても整理ができず、相談に迷う場合には、多機関協事業者へつなぐことも可能とする。

（８）支援関係機関間等の連携

①高齢・障害・子育て・生活困窮分野の連携の構築

高齢・障害・子育て・生活困窮分野においては、包括的相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、分野間の連携を強化し一体的な実施を図る必要があります。

本市では、つなぐシートや相談機関一覧表の活用、関係各課・関係機関等による相互の制度を理解するための研修会の実施により連携体制を強化します。

また、重層的支援体制整備事業を行う以前から、福祉事務所及び保健所等によるケース会議や、多分野との連携を行うための会議体を有していることから、多分野で調整が必要な事例について、多機関協働事業とも連携できるよう体制を整備していきます。

③ 他分野との連携

相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、他分野と多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業との間で情報共有を行い、支援を必要とする方に適切に支援をつなげるための連携を図ります。

支援関係機関との連携イメージ

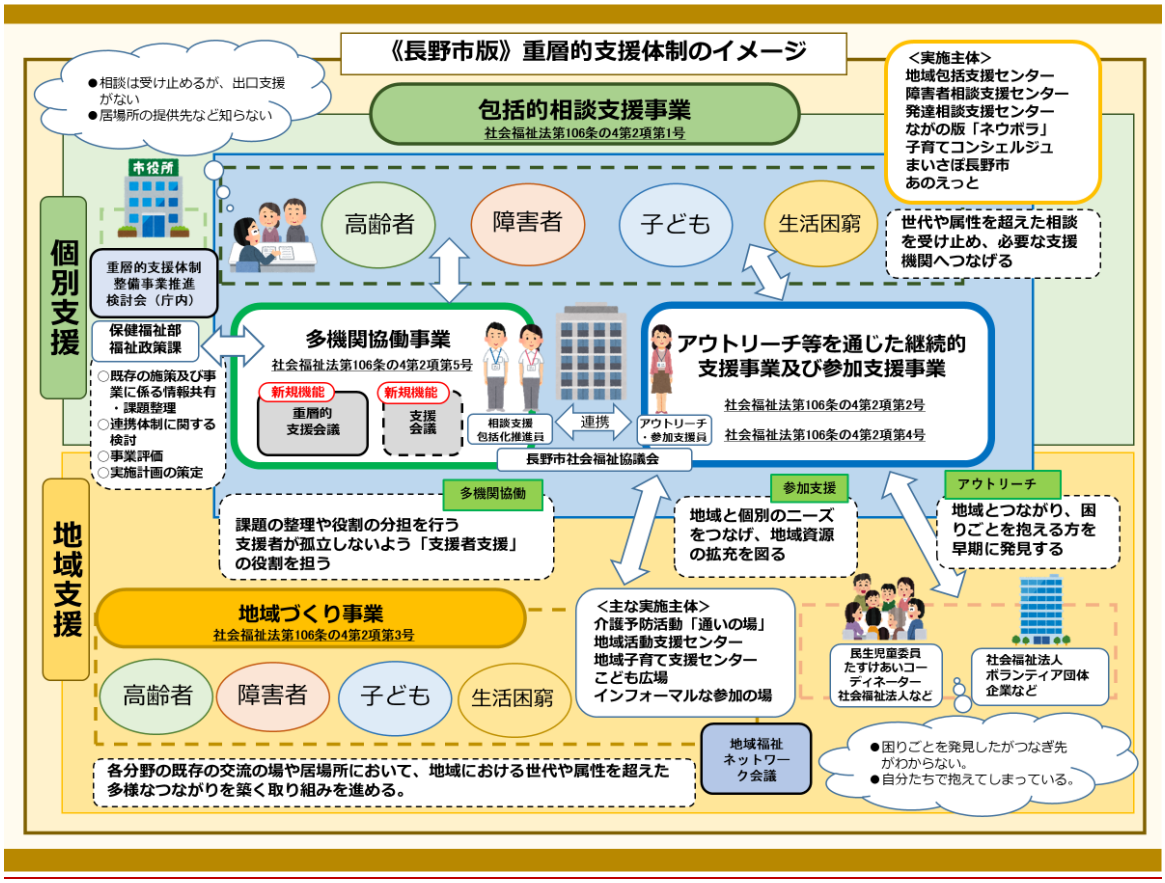

（９）災害対策・感染症対策

災害発生や感染症まん延といった非常時においては、各事業の所管課における長野市業務継続計画（ＢＣＰ）に従って実施します。

（10）事業評価・見直しに関する事項

第４章　計画の推進について　１計画の進捗管理等で示す長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会のほか本計画の施行に合わせ設置する「長野市地域福祉推進会議（予定）」及び「長野市地域福祉庁内推進会議」において、ＰＤＣＡサイクルに基づいて進捗状況や方向性を確認し、計画を推進します。

また、各事業において業績評価を行うなかで課題が発生した場合は、庁内で組織された重層的支援体制整備事業推進検討会において、事業の課題を整理し、見直しや具体的な取組等を検討します。

【地域住民等に期待する取組例】

1	○活動等を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握したら、相談支援機関につなげます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

3-2　多様な主体による連携・協働体制の構築・強化

【地域が目指す姿】

地域福祉に携わる関係機関・団体等が地域における福祉課題を共有し、その解決に向けて連携・協働して取り組んでいます。市社会福祉協議会・市・住民自治協議会など、それぞれの役割分担が明確になっており、地区の枠を越えて好事例やノウハウを共有し合いながら、多様な主体が連携できています。

【施策推進の背景・課題】

○地域の福祉課題が複雑化する中、一つの機関や地区だけで解決することは難しく、多機関・多職種、そして地区の枠を越えた連携・協働の重要性が全国的に高まっています。
○本市では市社会福祉協議会・市・住民自治協議会等の役割分担が分かりにくいという声があります。また、関係機関を交えた地区懇談会の開催が、一部の地区にとどまっており、地域活動の拠点整備も未設置地区への働きかけが十分に進んでいません。コロナ禍以降の活動縮小や外国人住民の増加など、地区の実情が多様化しています。
○役割分担の整理、多様な主体が参画しやすい環境づくり、地区を越えた好事例やノウハウの共有を進めていくことが必要です。

【施策の展開】

（1）多機関・多職種による連携体制の強化

地域の福祉課題の把握や地域資源の発掘、包括的な支援を推進するため、福祉分野をはじめ、保健・医療、教育、就労、司法等、様々な分野の多機関・多職種が連携して取り組むことができる体制の構築・強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
重層的支援体制整備事業	福祉政策課 生活支援課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 障害福祉課 保健所健康課 こども・若者政策課 こども総合支援センター 保育・幼稚園課 学校教育課 市社会福祉協議会
地域ケア会議の開催	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

取　組	担当部署・関係機関
長野市在宅医療・介護連携推進会議の開催	地域包括ケア推進課 保健所総務課 医療連携推進課
長野市障害ふくしネットの機能強化	障害福祉課
ひきこもり支援事業	福祉政策課 保健所健康課 市社会福祉協議会

（２）地区内の連携・協働体制の充実

各住民自治協議会における地域福祉の担い手が連携し、情報共有、意見交換を行いながら、きめ細かい活動ができるよう支援します。あわせて、関係機関を交えた地区懇談会の開催を支援し、多様な主体が集い連携しやすい環境づくりを支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地区民生委員児童委員理事会への職員派遣	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉推進員への支援	市社会福祉協議会

（３）地区を越えた連携・協働体制の充実

各地区で行われている活動の情報共有や複数の地区で取り組むべき課題への対応に向けて、地区を越えて連携・協働し、発掘した資源を複数地区で活用できる体制づくりを推進します。地区を越えた好事例の共有や、実情に応じた連携のあり方の検討を進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取　組	担当部署・関係機関
地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
市民協働サポートセンターの運営（再掲）	地域活動支援課

【地域住民等に期待する取組例】

1	○地域の福祉課題の共有や相互の活動や役割の理解に向けて、民生委員児童委員やその他福祉関係者との情報交換の機会を設けます。
2	○地域内の福祉関係者が地域課題の情報を共有し、意見交換ができる場を設けます。

※地域住民等とは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者を指します。

第４章　計画の推進について

１　計画の進捗管理等

計画の進捗状況の管理については、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会のほか、本計画の施行に併せて設置する「長野市地域福祉推進会議（予定）」及び「長野市地域福祉庁内推進会議」にて行います。

ア　長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（市民参画組織）

社会福祉関係者、学識経験者等で構成し、本市における地域福祉に関する事項について調査審議します。

イ　長野市地域福祉推進会議（市民参画組織）（予定）

本市の地域福祉に関心のある者、市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者等で構成し、本計画の実施状況、社会福祉法に規定する社会福祉充実計画に関することのほか、今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策等について検討します。

ウ　長野市地域福祉庁内推進会議（行政組織）

市の関係部局の職員で構成し、計画の実施状況の把握のほか、長野市地域福祉推進会議で検討された地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題等に対応して、地域福祉の推進に必要な事項や関係部局間の連携について検討します。

【進捗管理体制】

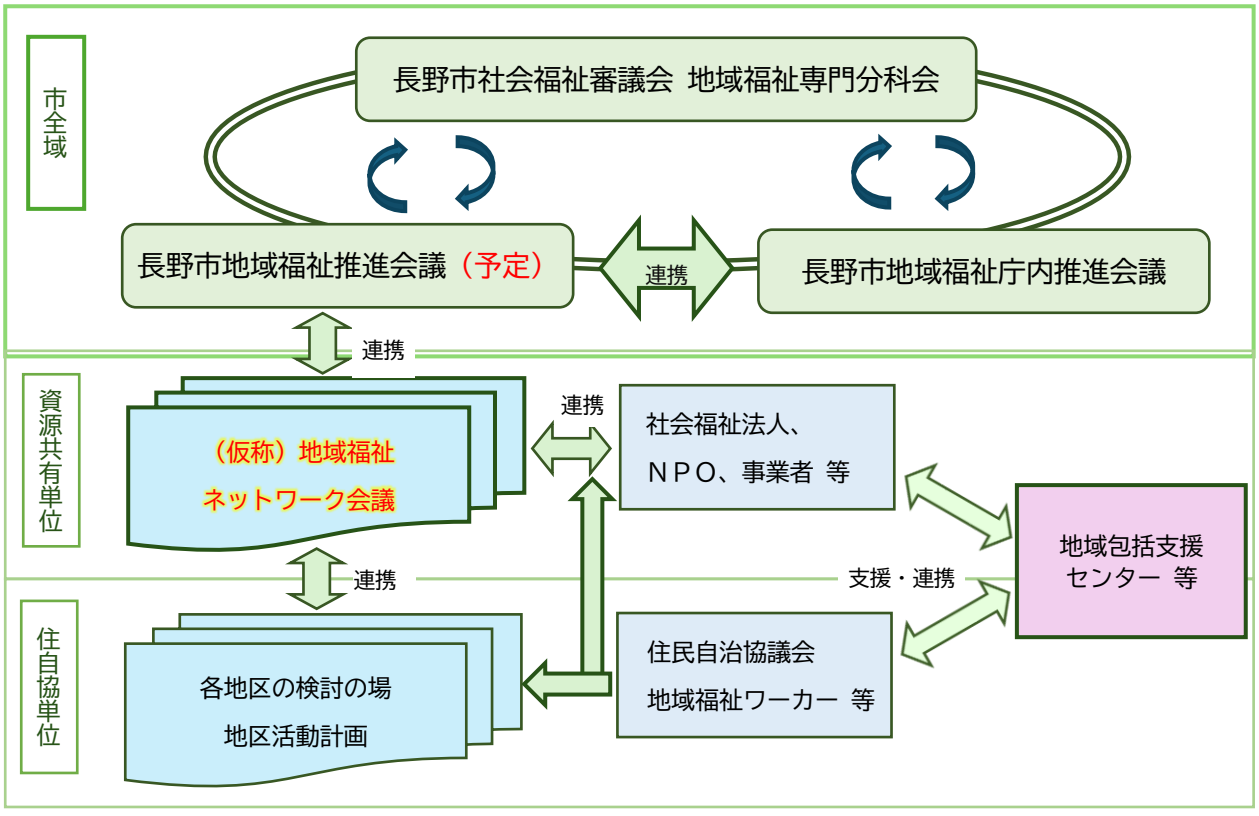

【地域福祉専門分科会等の主な役割】

会議名	長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	長野市地域福祉推進会議 （予定）	長野市地域福祉 庁内推進会議
主な役割	・地域福祉に関する事項の調査審議	・本計画の進行管理 ・社会福祉法人の社会福祉充実計画に関すること ・本計画の検討課題の協議 （今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等）	・地域福祉計画の実施状況の把握及び当該事業年度における業務の実績についての検討 ・地域福祉計画の実施に関し、関係部局の連絡調整 ・その他地域福祉の推進に関し必要な事項の検討 ・本計画の検討課題の協議 （今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等）

【進捗管理のイメージ】

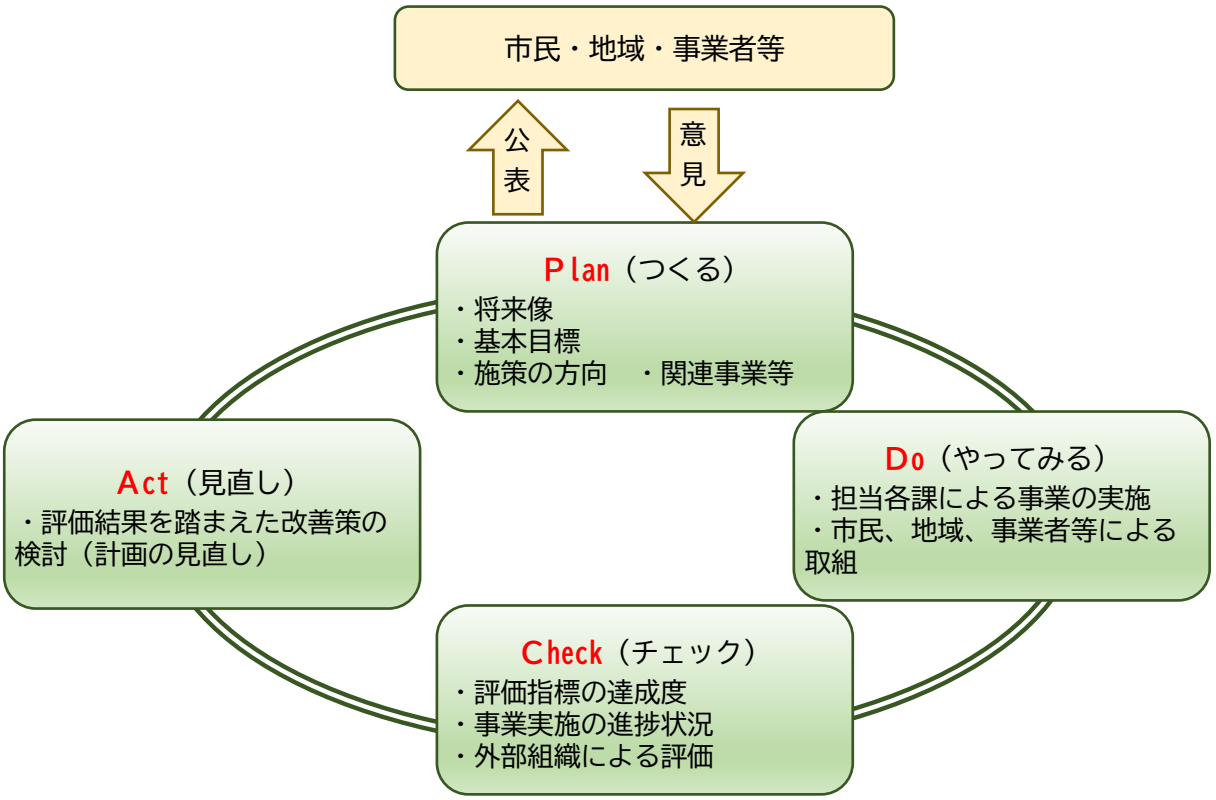

資料編

1　計画策定（参画）組織

1　社会福祉審議会地域福祉専門分科会

（1）委員名簿

※選出区分の五十音順に掲載

	選出区分	氏名	推薦団体・役職等
本会委員	市議会議員	若　林　　祥	長野市議会議長
	学識経験者	青 木　寛 文	長野県弁護士会　弁護士
		井 藤　　哉	長野県立大学准教授
		水 内　和 義	吉田地区住民自治協議会会長
	社会福祉関係者	小 林　博 明	長野市ボランティアセンター運営委員会委員長
		原　　丈 夫	長野市民生委員児童委員協議会会長
		六波羅　直貴	長野県高齢者福祉事業協会 （社会福祉法人　睦会　やすらぎの園施設長）
専門分科会委員	社会福祉関係者	赤 井　智 志	長野市立公民館連絡協議会副幹事長
		倉 石　孝 子	長野市ボランティア連絡協議会運営委員
		竹 田　孝 司	長野市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長
		松 本　悦 夫	市社会福祉協議会評議員
		綿 貫　好 子	長野市障害ふくしネット （社会福祉法人　廣望会　常務理事）
	公募	戸井田　由奈	公募委員

2　第五次地域福祉計画策定市民企画作業部会

（1）委員名簿

所　属		氏　名	役　職
住民自治協議会	第二地区	山口　銑二	福祉健康部会部会長　滝区長
	第三地区	河西　映子	事務局次長
	芹田地区	髙松　あけみ	福祉健康部会長
	古牧地区	中澤　実	福祉部会長
	三輪地区	戸谷　春美	健康・福祉部会　部会長
	吉田地区	田村　勝	福祉委員会委員長
	古里地区	畑　一二巳	地域福祉ワーカー
	柳原地区	金井　る美子	健康福祉部会長
	浅川地区	永原　要	浅川社会福祉協議会　副会長
	大豆島地区	土屋　修一	福祉健康部会部会長
	朝陽地区	上原　悟	社会福祉部会・部会長
	若槻地区	宮澤　由枝	地域福祉ワーカー
	長沼地区	西澤　和美	福祉健康部会長
	安茂里地区	酒井　藤男	健康福祉部会長
	小田切地区	大日方　伸行	住民自治協議会副会長　福祉・健康部会部会長
	芋井地区	丸山　香里	福祉部会長
	篠ノ井地区	田中　美枝子	社会福祉部会長
	松代地区	米倉　　裕一	福祉健康部会長
	若穂地区	中沢　宏	社会福祉部会長
	川中島地区	近藤　春雄	社会福祉部会長
	更北地区	山本　幸一	地域福祉ワーカー
	七二会地区	青木　美智子	地域振興・環境部会長
	信更地区	塚田　今朝幸	福祉健康部会部会長
	豊野地区	小島　健一	福祉健康部会副部会長
	戸隠地区	和田　恭市	住民自治協議会会長
	鬼無里地区	山口　正	鬼無里地区住民自治協議会　会長
	大岡地区	吉原　正夫	事務局長
	信州新町地区	西沢　昭信	福祉・健康部会
	中条地区	清水　美紀	福祉健康部会部会長

所　属	氏　名	役　職
長野市ボランティア センター運営委員会	小林　博明	運営委員会委員長
障害ふくしネット	小池　晶代	長野市北部障害者支援センター専門員
障害ふくしネット	伊藤　清孝	長野市南部障害者支援センター専門員
居場所づくり実践者	白澤　章子	川中島の保健室・性教育研究会　元小中学校養護教諭
居場所づくり実践者	中村　美恵子	居場所づくり実践者だがし家らそ
市民活動団体	片山　幸子	吉田日本語教室
地域包括支援センター	弥上　昭子	長野市包括支援センター若槻ホーム主任介護支援専門員
ＮＰＯ	廣田　宜子	特定非営利活動法人 ながのこどもの城いきいきプロジェクト
生活就労支援センター	小野　貴規	まいさぽ長野市所長

（2）設置要綱

（設置）

第１　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく第五次長野市地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉の推進に係る専門的知識及び意見を反映させるため、第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

（任務）

第２　作業部会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

（1）本市の福祉に係る課題に関すること。

（2）第五次長野市地域福祉計画の素案に関すること。

（3）その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３　作業部会は、部会員 45 人以内で組織する。

２　部会員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

（1）本市の地域福祉の推進に関心のある者

（2）市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事する者

（3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４　部会員の任期は、令和９年３月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第５　作業部会に部会長１人及び副部会長２人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

２　部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
２　作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を 会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
（分科会）
第７　作業部会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。
２　分科会に幹事及び副幹事各１人を置き、分科会に属する者の互選によりこれを定める。
３　幹事は、分科会の事務を掌理し、分科会を代表する。
４　副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるとき又は幹事が欠けたときは、その職務を代理する。
５　分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。
（幹事会）
第８　作業部会に分科会を置くときは、作業部会に幹事会を置く。
２　幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。
３　幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。
（庶務）
第９　作業部会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。
（補則）
第 10　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、告示の日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。